

## 第2章 問題行動などの指導

最近の問題行動は、低年齢化，粗暴化，凶悪化するとともに，情報社会の進展により，インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で，児童生徒がトラブルに巻き込まれたり，インターネットの掲示板や携帯電話のメールによるいじめが起こったりするなど，極めて深刻な状況にあります。

全教職員が問題行動についての現状及び背景や課題を正しく把握し，指導体制を確立し，未然防止や早期発見・早期対応に努めることが求められています。

ここでは，主な問題行動の指導について基本的な考え方や留意点，具体的な対応について述べています。

### 1 頭髪，服装の指導について

#### (1) 基本的な考え方

ア 頭髪や服装を正すことは，生活規律の基本の一つです。このことは児童生徒にとって，わかりやすく行動化しやすいことです。児童生徒は，毎日の生活の中で行動していくことをとおして習慣化し，生活規律の形成を図り，自律した生活ができるようになります。

イ 頭髪や服装は自己表現の一形態であるとともに，自分の心の状態や自分と社会との関係の在り方を表す作用ももっています。また，自分の所属する集団の特徴を表現する作用ももっています。

したがって，頭髪や服装は，周囲に一定の印象を与えたり，社会関係に影響を与えるなど極めて社会的な働きももっています。頭髪や服装を指導することにより，児童生徒に，場所や状況に応じて適切な態度や行動をとることができる力及び社会性を育てることができます。

ウ 児童生徒が，学校において定められた制服や標準服を適切に着ることによって，学校への帰属意識や誇りを高めたり，集団や仲間へのつながりを強くすることができます。そのことで，集団の人間関係が強くなり，集団生活がより円滑になるとともに，集団のもっている教育力がより発揮できやすくなります。

エ 学校における頭髪や服装の指導は，それ自体が目的ではなく，頭髪や服装のもつ機能，制服のもつ機能を集団生活の中でうまく活かし，基本的な生活規律や社会性を育てたり，集団のもつ教育力を高めていくための手段であるといえます。

オ 学校において頭髪や服装の違反をした児童生徒は，表面的には流行やフ

アクションを追い求めているように見えますが、内面では自己実現ができていなかったり、学校や地域の中で帰属意識や誇りをもてない状態であったり、家族・友人との人間関係がうまくいかないことからくる不安やストレスを表現しようとしていたりする場合があります。規則を破ることに表れたこれらのサインを丁寧にくみ取り、児童生徒の気持ちを受け止めて、頭髪や服装の違反の背景となっている自己の状況や葛藤に気づかせ、その内面に迫る指導をすることが大切です。

## (2) 留意点

ア 頭髪や服装についての指導の基本的な考え方について、校内で十分に議論し、全教職員が一致した認識をもって、指導内容や方法について計画をたてて進めていくことが大切です。その際、一律な指導ではなく個々の児童生徒の実態に合わせた指導を行うことが大切です。

イ 全教職員が共通認識をもって、全校集会、学年集会、学級（ホームルーム）活動などをおして、日常的に頭髪や服装を正すことの意義について、児童生徒に十分説明して指導の徹底を図ります。

また、違反があったときはどのように指導するかなどについて、具体的な手順や方法について、全教職員の間で確認しておくことが大切です。

ウ 一方的な規則の押しつけにならないように、保護者に対して文書などで頭髪や服装の指導の意義や方法等について説明し、理解と協力を求めておきます。

エ 自分の頭髪や服装について、記録させたり整理させたりすることをおして、自己表現や自分自身の在り方などを考えさせます。

オ 児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動などで、頭髪や服装の在り方について、児童生徒自身に自分たちの問題として、考えさせたり話し合わせたりする機会を設け、児童生徒が主体的に規則を守っていくよう指導します。

## (3) Q & A

[ Q 1 ] 教職員が頭髪や服装の指導について共通認識をもつには、どうしたらよいですか。

[ A ]

頭髪や服装の指導についての基本的な考え方や方針を十分議論し、教職員が共通して指導できることを確認し、焦点化した取組を進めます。このとき、目標を立てることと指導した結果を確認することを繰り返すことが大切です。

例えば、「制服を正しく着用しよう」など明確な月間目標を立て、具体的な指導方法や各教職員の役割などを決め、徹底して取り組みます。その後、その目標がどの程度達成できたか確認し、「学校外においても制服を正しく着用しよう」など、次の月間目標づくりに反映させます。

[ Q 2 ] 「頭髪や服装は個人の自由だ」といって、学校の指導に協力しない保護者に対して、どう対応すればよいですか。

[ A ]

基本的な考え方で述べたように頭髪や服装の社会的な意義を踏まえて、粘り強く保護者の理解を求めていきます。また、P T Aに協力を求めたり、P T Aのなかでオープンな議論をする場をもって、すべての保護者で考えていく機会をつくることも大切です。

[ Q 3 ] 頭髪や服装違反で帰宅させ、直した後に登校させたり、別室で特別の指導をしたりすることに問題はありませんか。

[ A ]

まず、当該児童生徒と話し合うなどの指導をしたり、保護者に連絡して違反を直させるよう繰り返し指導することが大切です。

小・中学校では帰宅させることはできません。ただし、保護者に頭髪や服装の違反を直させるよう連絡しても直らない場合は、児童生徒を別室で指導する（118頁「特別な指導」の項を参照）などの対応が考えられます。

高等学校では、頭髪や服装違反で帰宅させて、直した後に登校させることは、特別な指導の一つの方法です。指導に当たっては、十分保護者と連携するとともに、授業に代わる措置を講ずるなどの工夫が必要です。

「Q4」 学校で、教職員が頭髪を切ったり、染髪スプレーで頭髪を染めたりすることに問題はありませんか。

[A]

頭髪は身体の一部ですから、教職員が頭髪を切ることは体罰となり、絶対にしてはならないことです。

また、教職員が染髪スプレーなどで、頭髪を染めたりすることも体罰となり、絶対にしてはならないことです。

児童生徒が自ら直すよう指導するとともに、保護者には学校の方針などを十分に説明して協力を求めることが大切です。

[Q5] 頭髪や服装の違反で卒業式等に出席させないことはできますか。

[A]

事前に卒業式等の意義とともに、頭髪や服装を正しくして出席することの大切さを児童生徒に指導し、保護者にも十分説明することが大切です。それでもなお違反した児童生徒には、別途に卒業式等を設定して行うなど、決められた頭髪や服装を正すことの大切さを徹底して指導することも一つの方法です。

[Q6] 制服の裾を切るなど変形服に対して、どう指導したらよいですか。

[A]

例えば、入学式や入学前の説明会などで、変形を禁止することや変形があった場合の指導方法を十分に説明しておくことが大切です。また、変形が行われた場合は、保護者と十分連携をとって直させるよう指導します。

#### (4) 例規・判例等

##### ア 熊本地裁昭和60年11月13日判決(丸刈り校則裁判)

「校則による生徒の服装等の規制の程度，方法は，教育上の措置に関するものであり，最終的には校長の専門的，技術的な判断に委ねられるべきものであるので，その内容が著しく不合理でない限り，違法とはならない。」

##### イ 東京地裁平成3年6月21日判決(私立高校生パーマ禁止違反処分事件)

「本件退学勧告の重要な要因とされたパーマ禁止について，『個人の髪型は，個人の自尊心あるいは美的意識と分かちがたく結びつき，(中略)公権力から干渉されることなく自ら決定することができる権利の一内容として憲法13条により保障されていると解される』とするが，本件では特定の髪型の指定でなく，事前にパーマ禁止を知っていたのであるから不当な制限ではない。(後略)」

パーマ禁止や運転免許取得制限は，教育的専門事項ではなく，生活指導としての面を有するが，『子どもあるいは親の権能を不当に侵害しない限り，学校がそれを行う権限を有すると解され』，『教育目的を達成するために必要かつ合理的な制約であるなら，右制約に違反したことを理由に懲戒を行うことができる。』(後略)」

##### ウ 平成13年11月6日文部科学省初等中等教育局長通知

###### 1 制度の運用の基本的な在り方について

###### (3) 事前の指導の在り方

深刻な問題行動を起こす児童生徒については，前述の対応や個別の指導・説諭を行うほか，必要と認められる場合には，学校や児童生徒の実態に応じて十分に配慮しつつ，一定期間，校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導すること。

さらに，児童生徒に対する指導の過程において，家庭との連携を図り，保護者への適切な指導・助言・援助を行うこと。

## 2 飲酒，喫煙の指導について

### (1) 基本的な考え方

ア 未成年の飲酒・喫煙は法律で禁止されており，絶対に許されないことを児童生徒に指導します。また，事情を承知の上で親権者や監督すべき立場にある者が，未成年者の飲酒・喫煙を制止しなかったり，販売者が販売したりしたときは，法的制裁を課すことが定められています。教職員は，飲

酒・喫煙の防止について指導する責任があります。児童生徒に対しては、社会の一員として社会のルールを守る大切さを自覚させることが大切です。

イ 未成年にとって、飲酒は少量でも急激に酩酊させ人体への悪影響がある場合もあること、また、喫煙も種々の疾患にかかりやすくなるなど健康への悪影響があること、さらに、飲酒・喫煙は年齢が低いほど習慣化しやすく依存性が強くなることなどに気づかせる指導を徹底します。

ウ 特に、他の問題行動で補導された児童生徒の喫煙経験率が、補導されたことのない児童生徒に比べて大変高くなっており、喫煙と他の問題行動との間には高い相関関係があります。これらのことについて、保護者に説明し、喫煙防止のために協力を求めるなど、未然防止と早期の指導を徹底します。

#### 問題行動経験率の比較（平成13年9月内閣府調査）

この1年間に行ったこと「酒やタバコを飲んだ」(%)

	補導された経験のない者		補導された経験のある者	
	中学	高校	中学	高校
男子	17.5	49.1	68.3	80.6
女子	16.2	35.4	77.4	73.3

エ 校内外における望ましい生活の在り方や社会のルールを守ることの大切さについて、日常的な指導を徹底します。また、児童生徒自身に、飲酒・喫煙をなくすためにはどうしたらよいかを考えさせたり話し合わせたりさせ、飲酒・喫煙を許さない集団をつくる意欲と行動力を育成することが大切です。

#### (2) 留意点

ア 飲酒・喫煙に対する指導を行うに当たっては、自らが社会の一員であるという自覚を深めさせ、法律の主旨と自己責任を理解させる必要があります。

イ 児童生徒や保護者に、飲酒・喫煙の身体に対する有害性について明確なデータを示しながら科学的に認識させ、さらに、喫煙が問題行動の端緒となっていることの徹底を図り、問題意識を喚起することが大切です。

- ウ 学級（ホームルーム）活動などで，ロールプレイングやディベートなどを行うことをとおして，飲酒・喫煙を進められたときに，断固として断ることのできるスキルの育成や望ましい人間関係の育成を図ることが大切です。
- エ 児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動などで，飲酒・喫煙の問題点について話し合わせ，児童生徒自身に自分たちで学校から飲酒・喫煙をなくす機運を高めるよう指導します。
- オ 家庭や地域と協力して飲酒・喫煙を許さない環境や雰囲気をつくり，未然防止と早期発見・早期指導に努める必要があります。
- カ 常習者に対しては，家庭と連携し，ストレスマネジメントなどの教育（「第2部 問題行動に関する防止学習プログラム」参照）を活用したり，医療機関と連携したりするなど自らやめることができるよう支援します。
- キ 校内外の「喫煙要注意地図」を作成し，全教職員で確認するとともに重点的に巡回指導を実施することが大切です。
- ク 校外指導連盟，学校警察連絡協議会，少年補導協助手連絡協議会などと連携して校外指導を積極的に進めます。
- ケ 喫煙に関しては，周りの人の健康被害につながり，世界的にも禁煙運動がひろがっていることについて指導します。
- コ 「喫煙健康増進法」の主旨に沿った施設内全面禁煙について，教職員・来校者だけでなく，児童生徒，保護者及び地域にも説明し，学校は，喫煙できない場所であることを理解させる。

### (3) Q & A

[ Q 1 ] 飲酒・喫煙の動機にはどんなものがありますか。

[ A ]

児童生徒の飲酒・喫煙は，次のような動機で行われることが多く見られます。それぞれの動機を個別におさえた指導をしていくことが大切です。

好奇心や面白半分のため  
大人ぶったり強がったりするため  
孤立することの恐怖感や集団の一員となるために、仲間と同じ行動をとるため  
現実の生活に目的がなく、嫌な気分を転換したり一時的な逃避のため  
学校や家庭，社会に対する反発や反抗のため

[ Q 2 ] 喫煙をしているのを見つけたとき，本人に対して，どういう指導をしたらよいですか。

[ A ]

喫煙の現場を見つけたとき，「喫煙は絶対許さない」という毅然とした態度で，現認した事実を児童生徒に伝えるとともに，所持しているタバコ，ライターを本人の意思で出させるよう指導するなど，その場での確に指導することが大切です。その後，なぜ喫煙したのかななどを明らかにし，保護者と連携をとって指導します。

また，教職員全員が校内研修などで喫煙現場を見つけたときの対応について確認しておき，全員が同じ姿勢で指導をしていくことが大切です。

[ Q 3 ] 「煙草を吸うのは自分の勝手だ」という児童生徒に対して，どう指導したらよいでしょうか。

[ A ]

喫煙は法律違反であり，絶対許されないことであることを指導します。また，健康に悪い影響を与えたり，規範意識を低下させることになるなど，具体的な例をあげて指導します。そして，児童生徒が「自分の勝手だ」と思うようになった気持ちの背景や心情に迫りながら，保護者と連携しながら指導します。



[ Q 4 ] 喫煙した児童生徒と同じ場所で話をしていたなどの児童生徒には、どのような指導をしたらいいですか。

[ A ]

次のようないろいろな状況があり、慎重に事実関係や人間関係を把握して指導することが必要です。

たまたまそのときは喫煙を終えていただけで、少し前に喫煙をしていた。

喫煙はしなくとも仲間の喫煙を容認していた。

喫煙用具をもっていた。

無理やりその場につき合わされていた。

力関係で見張り役をさせられていたなど、背景にいじめがある。

それぞれの場合について事前に明確な指導方法を確認しておき、児童生徒や保護者に機会あるごとに説明しておくことが必要です。

特に、無理やりつき合わされていたり、いじめがある場合には、望ましい人間関係がつかれるよう指導したり、いじめをなくす指導を行います。

また、喫煙をする児童生徒と同じ場所にいることの問題点について、保護者に理解してもらうことが大切です。

#### (4) 法令等

##### ア 未成年者喫煙禁止法

第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

第二条 前条ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ処分ヲ以テ喫煙ノ為ニ所持スル煙草及器具ヲ没収ス

第三条 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者情ヲ知リテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ科料ニ処ス

2 親権ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ処断ス

第四条 煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第五条 満二十年ニ至ラサル者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

第六条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス

#### イ 未成年者飲酒禁止法

第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

2 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者若ハ親権者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知リタルトキハ之ヲ制止スヘシ

3 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラサル者ノ飲用ニ供スルコトヲ知リテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス

4 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ飲酒ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第二条 満二十年ニ至ラサル者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ処分ヲ以テ之ヲ没収シ又ハ廃棄其ノ他ノ必要ナル処置ヲ為サシムルコトヲ得

第三条 第一条第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

2 第一条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ処ス

第四条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条第一項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同項ノ刑ヲ科ス

### 3 いじめの指導について

#### (1) 基本的な考え方

ア いじめは人間として絶対に許されない行為です。

イ いじめとは、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいい、起こった場所は学校の内外を問いません。

ウ いじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命も奪いかねない人権に関わる重大な問題です。

エ いじめの認知は、いじめはどの学校にも起こり得るものであることを十分認識した上で、各学校の実情に応じて、アンケート調査や個別面談、「生活ノート」など、児童生徒が教職員へ直接気持ちを伝えることのできる方法を活用し、個々の児童生徒の状況を十分把握して行います。

(2) 留意点

ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で指導します。

イ いじめられている児童生徒の立場に立って指導をします。

ウ いじめの問題は、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、児童生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や望ましい集団づくりなどを進めることが大切です。

エ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりがある場合もあり、家庭と十分連携をとりながら取り組む必要があります。

オ 学校、家庭及び地域が、ともにいじめの問題について協議する機会をもうけ、一体となって、いじめの根絶に向けて対策を進めます。

(3) Q & A

[ Q ] いじめの問題について、どう指導したらよいですか。

[ A ]

いじめの問題についての認識を深めたり、いじめが起こったとき学校態勢として取り組むための方法や、いじめのない学校づくりの推進については生徒指導資料No.28「いじめの問題への取組みの徹底のために」(平成18年12月広島県教育委員会)を参考にして取り組んでください。

4 暴力行為の指導について

(1) 基本的な考え方

ア 暴力行為は身体の安全を脅かす絶対に許すことのできない犯罪行為です。

イ 校内外のいずれにおいても暴力行為は増加傾向にあり，粗暴化するとともに，暴力行為を特定の児童生徒が繰り返したり，集団で暴力行為に及んだりするなど深刻な状況にあります。

ウ 背景には，人間関係の希薄化，規範意識の低下，情報化社会の弊害，自己コントロール能力の低下，急激な社会の変化に対して教育が対応できていないことなどが考えられます。

エ 暴力行為に対しては，「いかなる暴力をも絶対に許さない」ことを日常的に徹底して指導するとともに，暴力行為が起こった場合には，迅速に，毅然とした態度で指導することが重要です。また，傷害をともなう事案などについては，学校だけで指導しようとするのではなく，警察など関係機関と連携して解決を図ることが必要です。

オ 被害者が被害を訴えることは自分を守るだけでなく，より大きな犯罪行為に至ることを防ぐことになり，勇気ある行動であることを日常的に指導します。また，被害を訴えることによって，加害者に過ちを気づかせ，ともに安心して生活を送ることができる社会をつくることにつながることを指導します。

## (2) 留意点

ア 暴力行為は，安全な生活を脅かす反社会的な行為であり，暴力で問題は解決しないこと，人間として絶対に許されないこと，被害者に与える身体・心理的影響は測り知れないものがあることを指導することが重要です。

イ 学校における暴力行為は，不信感や集団の中で暴力を容認していることや自己の行動に対する責任感の薄さから起こる場合があります。日常的に，児童生徒がお互いを尊重し，信頼できる集団をつくっていくことが大切です。

ウ 悩みや不安があれば相談できるよう教育相談体制を整備しておきます。

エ あらかじめ暴力行為が起きた場合の対応方法などを決め，全教職員で確認しておきます。

オ 暴力行為が起きた場合は，できるだけ多くの教職員が現場に駆けつけ，事態の收拾を図るとともに，状況を的確に把握して，新たな暴力行為が起こらないようにします。

- カ 暴力行為に至った経緯や背景について，被害，加害児童生徒のそれぞれから個別に聞き取り，事実を明らかにします。
- キ 校内にプロジェクトチームなどをつくり，事実の確認に基づいて，関係者会議などで当該児童生徒の指導方針を明確にし，組織的に取り組みます。また，警察など関係機関と連携して問題の解決を図り，再発防止に努めます。
- ク 被害，加害児童生徒のそれぞれの保護者に連絡をとり，家庭と協力して指導します。
- ケ 当該児童生徒には暴力行為の重大性を認識させ，その社会的責任を十分自覚させたいうで，責任をとる方法を考えさせ実行させます。
- コ 臨時のPTA集会などを開催し，事実経過を報告するとともに，学校の指導方針を説明し，保護者の協力を求めます。
- サ 児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動で暴力について話し合わせ，児童生徒の力で暴力のない学校にしていくよう指導します。（「第2部 問題行動に関する防止学習プログラム」参照）

### (3) Q & A

[ Q 1 ] どんなことに注意すれば，暴力行為の兆候がつかめますか。

[ A ]

次のようなことに注意して暴力行為の兆候をつかみます。その際，日常的に児童生徒の動向や人間関係を把握しておき，集団の雰囲気や動きから暴力行為へつながるものかどうか見極めることができるようにしておくとともに，家庭，地域，関係機関と連携して，多面的に情報を収集しておくことが重要です。

通学，朝の学級（ショートホームルーム）活動

- ・連絡のない欠席，遅刻，早退があり，理由を言わなかったり，つくろったりする。
- ・表情に元気がなく，浮かぬ顔でいる。
- ・友人を避けて通学する。極端に早く学校に来たり，極端に遅く帰

ったりする。通学路を変える。

授業中

- ・ぼんやりしたり，どことなく落ち着かず，集中力がなく，うつむいている時間が多くなる。
- ・授業を無断で抜け出す。
- ・授業が始まってから一人遅れて教室に入ってくる。
- ・無口になり，学習意欲や成績が下がる。

休憩時間・昼休憩

- ・人の近づく気配を敏感に感じ取り，何かにおびえている。
- ・誰かに呼び出され，浮かぬ顔をして教室を出て行く。
- ・教職員に何か相談したい様子で，職員室の前をうろうろしていたり，何度も保健室に行ったりしている。
- ・衣服に汚れや破れが見られたり，手足や顔などに擦り傷や打撲の痕がある。
- ・トイレ，校庭の隅などに集団でかたまっている。
- ・交友関係が急に変わった。

家庭で

- ・イライラして急に反抗的になったり，急に口数が少なくなったりして，元気がなくなる。
- ・擦り傷や打撲の痕を隠すため，家族の前で着替えをしなくなる。
- ・衣服に汚れや破れが見られたり，手足や顔などに擦り傷や打撲の痕があったりする。
- ・学校を無断で早退したり，用事もないのに帰宅時間が早いか，遅くなる。
- ・夜間に電話やメールが頻繁にあったり，外出が多くなる。

[ Q 2 ] 暴力行為の兆候をつかんだとき，どんな指導をしたらよいでしょうか。

[ A ]

次のような指導を行います。

特定の児童生徒が被害を受けている兆候がある場合は，迅速に，面接，家庭訪問などを行い，状況を把握し指導します。学校あげて被害児童生徒を守ることを最優先します。

被害児童生徒が特定できない場合は，全校児童生徒に対して，個

人面接をしたり，アンケートを行うなど事実の把握に努めます。また，保護者などに，気になることの情報提供を依頼します。

プロジェクトチームをつくり，指導方針を協議し職員会議などとおして教職員が共通認識をもつよう取り組んでいきます。また，保護者，警察など関係機関と連携して情報収集を行い，取り組んでいきます。

児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動とおして，児童生徒が暴力行為を自分自身の問題としてとらえ，暴力のない学校にしていくよう指導します。

[ Q 3 ] 繰り返し暴力行為が行われたり，教職員に暴力をふるう場合はどうしたらよいでしょうか。

[ A ]

暴力行為が続き，教職員の制止をきかなかったり，教職員に暴力をふるう場合は，プロジェクトチームをつくり，組織的に対応します。また，PTA集会などを行って現状や取組の方針を説明して，状況の理解を求めるとともに，保護者に学校に来てもらい，校内を見回ってもらったり授業を見てもらうなどの協力を求めます。

入院，治療が必要であったり，学校だけの指導では解決が困難であると考えられたりする場合は，迅速に，警察など関係機関と協力して取り組みます。状況によっては，保護者と連携し被害届を出します。

#### (4) 法令

##### 刑法

第41条 14歳に満たない者の行為は，罰しない。

第204条 人の身体を傷害した者は，15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは，2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第261条 前3条に規定するもののほか，他人の物を損壊し，又は傷害した者は，3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

## 5 金銭(品)強要(恐喝)の指導について

### (1) 基本的な考え方

ア 金銭(品)強要は、力関係の優位を利用して相手に脅威をあたえ、金銭(品)を強要する行為であり、絶対に許されない犯罪行為です。

イ 金銭(品)強要は集団によって行われることが多く、罪の意識が薄くなり、何度も繰り返したり、金額が大きくなったりするなど、エスカレートしていく場合もあります。また、集団の力で威圧したり、いろいろな口実を用い巧妙な手口で行われています。そのため、実態が見えにくくなっており、被害者は、誰にも相談できず一人で悩み、被害が深刻になっていく傾向があります。

ウ 学校としては、被害の兆候や実態をできるだけ早くとらえ、家庭と連携して組織的に取り組むことが必要です。また、教育相談体制を整備するなど被害者が相談しやすい雰囲気をつくります。

エ 被害者が被害を訴えることは自分を守るだけでなく、犯罪を許さない社会をつくるうえで勇気ある行動であることを日常的に児童生徒に指導しておくことが大切です。

また、加害者も外部の者などから金銭(品)強要を受けている場合があります、より大きな犯罪行為に至るのを防ぐためにも、被害を訴えることが大切であるということを指導することが必要です。

オ 学校だけで解決しようと抱え込まず、警察など関係機関と連携することが必要です。

### (2) 留意点

ア 持ち物や金銭を安易に貸し借りしないこと、不要な金品を持ち歩かないこと、金品の管理を徹底することなどを児童生徒に指導しておきます。

イ 学校が保護者と協力して、金銭(品)強要は絶対に許さないという規範意識を持たせるよう指導します。

ウ 日常的に、児童生徒の欠席、遅刻、早退、授業の状況、態度や服装の変化、友達との会話などの人間関係や小さな変化を見逃さない態勢をつくっておきます。

エ 気になる児童生徒の情報を、全教職員で共有し、家庭と緊密な連携をと



り，組織的に取り組みます。

オ 児童生徒が，悩みや不安などを気軽に相談できる教育相談体制の整備を図ります。

カ 児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動で，金銭（品）強要について「どうしたらなくなるか」話し合わせ，児童生徒の力で金銭（品）強要のない学校にしていくよう指導します。

キ 保護者に対して，物を大切にすること，人の物を絶対にとらないこと，安易に貸し借りしないこと，不要な金品の貸し借りをしないことなどを，子どもに対して徹底して指導するように依頼しておきます。また，家庭で兆候をつかめる場合は，すぐ学校に連絡・相談するよう，協力を求めています。

ク 金銭（品）強要が起こった場合は，個人面接をしたり，アンケートを行うなど，事実を明らかにして，毅然とした態度で取り組みます。また，被害の程度によっては，警察など関係機関と連携して取り組んだり，緊急のPTA集会などで経過と指導方針を説明して協力を求めます。

ケ 金銭（品）強要は，外部とのつながりがあり，「集金システム」になっている場合が考えられるので，警察との連携，校種間の情報交換，地域の情報を収集して，対応することも必要です。

### (3) Q & A

[ Q 1 ] 金銭(品)強要（恐喝）には，どんな形態がありますか。

[ A ]

次のような形態があります。

「金を出せ」「品物をもってこい」などの直接的な方法  
弁当やジュースを買いに行かせて，代金の一部や全部を負担させる方法

unnecessary チケットやパーティー券，ステッカーや品物などの購入を迫ったりする方法

「カンパをしてくれ」「ちょっと貸してくれ」などと口実を用意し

ておくなどの方法

トランプや麻雀などのゲームに無理やり引き込んで巻き上げる方法

些細な衣服の汚れや物品の破損や身体の接触で、「クリーニング代を出せ」「弁償をしろ」「治療費を払え」などと迫る方法

[ Q 2 ] 金銭(品)強要(恐喝)には、どんな兆候がありますか。

[ A ]

次のような兆候が見られたら保護者と連携をとり、きめ細かな注意を払って実態の把握に努め適切な指導を行います。

学校で

- ・呼び出しを受けたりしている。
- ・何かにおびえたり態度がそわそわしている。
- ・無断で遅刻や欠課や早退をすることがある。
- ・校内のあまり人の行かないところへ行く。
- ・他の児童生徒の弁当やジュースを買いに行かされている。
- ・急に服装が乱れたり、言葉遣いや態度が反抗的になる。
- ・校内で金銭(品)の盗難がある。
- ・金銭(品)の貸し借りが目立つ。
- ・暴走族が学校に現れたり、周りを走り回る。

家庭で

- ・会話が急に少なくなったり、視線を避けたりする。
- ・態度がぶっきらぼうになったり、粗暴になる。
- ・小遣いを前借りしたり、不審な理由でお金をほしがったりする。
- ・保護者のサイフから金銭がなくなる。
- ・洋服や持ち物が増えたりなくなったりする。

生徒指導資料No.18「金銭強要(恐喝)について」  
(平成10年9月広島県教育委員会)参照

[ Q 3 ] 金銭(品)強要(恐喝)の加害者へはどう指導したらよいですか。

[ A ]

金銭(品)強要は、犯罪行為であり絶対許すことのできない行為であることを保護者と協力して理解させます。

本人に自己責任を自覚させ、自分で返済したり、被害者の精神的な安定が図れるよう努力するなど、具体的な行動によって責任をとらせる取組が大切です。

また、加害者が外部の者などから被害を受けていたり、会費などを強制されている場合も考えられるので、保護者と連携して、警察など関係機関と密接な連携をとり指導します。

[ Q 4 ] 金銭(品)強要(恐喝)に注意しておいた方がよい時期などがありますか。

[ A ]

中学や高校の1年生にとって入学したばかりの頃は、今までと異なる人間関係の中でいろいろな葛藤や軋轢が起きるため、力による人間関係ができやすく、注意して指導することが必要な時期です。それ以外の学年にとっても新年度の始まりは、同じような理由で気をつけておくべき時期です。

また、長期休業の前後や休日前などは、遊ぶ金欲しさの金銭(品)強要が行われやすく、児童生徒の状況を把握することが必要です。特に、週末には暴走族の集会が行われ、その資金がいるため、金銭(品)強要が行われやすいといわれており注意が必要です。

#### (4) 法令

##### 刑法

第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

## 6 暴走族やチーマーなどの指導について

### (1) 基本的な考え方

ア 暴走行為は、道路交通法に違反しているばかりでなく、騒音や走行方法などで他に大きな迷惑をかけ、自他の生命の安全を脅かす許すことのできない犯罪行為です。

暴走行為をする者は、集団化しやすく、また集団へと吸収されやすくなり、いわゆる暴走族として、集団の力をかりて粗暴化し、金銭（品）強要や暴力事件など、さらに深刻な犯罪へと発展するケースが多く見られます。これに似たグループにチーマーがあります。

暴走族やチーマーは、金銭（品）強要や暴力行為やバイク盗などいろいろな犯罪行為を起こしています。

イ 暴走族やチーマーなどのグループは、そのメンバーを集めるのに学校での友人関係を利用したりすることが多く、一旦グループに入った児童生徒は、やめようとしてもやめにくい状況があります。

暴走族やチーマーの背後には、「面倒見」と呼ばれる暴力団の存在があるケースが多く見られます。

ウ 暴走族やチーマーへの指導は、学校と保護者と地域と警察など関係機関が連携して、加入防止の取組や、加入してしまった児童生徒に早くやめさせる取組を行います。

### (2) 留意点

ア 児童生徒が学校生活で充実した活動ができ、学校において自己存在感を持てる場や機会を多くつくるなど、学校とのつながりを深め、暴走族やチーマーなどに興味を持たせないよう取り組みます。

イ 家庭、地域、警察と連携協力して、入学後の早い時期に全校児童生徒を対象とした交通安全教室や防止教室を開くなど、絶対に入らせない指導を徹底するとともに、加入してしまった児童生徒には、できるだけ早く脱退させるよう取り組みます。

ウ 全校集会や学年集会や学級（ホームルーム）活動で、暴走族やチーマーの犯罪行為の実態や恐ろしさなどを知らせるとともに、暴走行為を見に行かないよう指導を徹底します。

(3) Q & A

[ Q 1 ] 暴走族とはどんな組織ですか。

[ A ]

暴走族とは、かつてはいろいろな名前と呼ばれていたものに、警察庁が統一してつけた呼称であり、「道路交通法第68条の規定に違反する行為その他道路における自動車又は原動機付自転車の運転に関し、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為を集团的に行い、又は行うおそれがある者」としています。

県内の暴走族のメンバーは14, 15歳から18歳までの少年で構成されており、代々受け継がれる総長をトップに副総長や親衛隊長やその他構成員がおり、階層構造をなしています。例えば、広島市内中心部のグループは11月の胡子大祭(えびすたいさい)の時期に高校3年の年代から1年下の年代に代替わりをし、総長の特攻服を受け継ぐといわれています。

暴走族は10数人のグループであることが多く、同じ学校の同級生や先輩等の友人関係から誘われる場合がほとんどです。

また、女子の暴走族もあり「レディース」と呼ばれています。

それぞれの暴走族は、「面倒見」と呼ばれる暴力団の構成員もしくは暴力団に近い存在の後ろ盾を頼んでおり、毎月の会費を出し暴走族間での抗争などの仲裁を依頼している実態があります。この「面倒見」は、暴走族の集会などで実質的な指示を出している場合があります。

この「面倒見」が複数の暴走族を束ねて、連合会をつくっている場合もあります。

#### 暴走族の構成

総長：暴走族グループのまとめ役。

副総長：総長に次ぐもので、総長がいないときに総長に代わってグループをまとめる。

親衛隊長：総長を守る役目であるが、通常「旗持ち」と言われており集会時等に旗を揚げ、また保管している。

特攻隊長：喧嘩などのときに一番に突っ込んで行く役。

二輪隊長：隊列の周りを走って警察の追尾を妨害したり、交差点などで一般車両を止める役。

暴走族は一旦解散しても、交友関係から再び活動を始めることがあり、日頃から家庭や警察と連携して情報を集め、迅速な対応ができるよう努めることが大切です。

[ Q 2 ] チーマーとは何ですか。

[ A ]

チーマーは、昭和の終わりから平成にかけて東京渋谷の街に独特のファッションでたむろし、問題行動を繰り返していたグループの総称と言われています。近年、各地のターミナルや繁華街に同じようなグループができ、全国的な広がりをもっています。

県内でも各地にグループができていますが、グループそのものがあやふやなため全体像がつかめないのが実状です。

チーマーはチームごとのシンボルカラーをもったり、服装や靴などに共通の特徴をもったりしています。

チーマーは暴走族と比べ明確な集団の決まりがあまりなく、これらのグループが暴走行為をすれば暴走族に移行するなど曖昧な存在です。

チーマーは組織としてのまとまりがないことや集団心理により、一般の人に平気で迷惑をかけたり、女性に声をかけたり(ナンパ)、金銭(品)強要や暴力行為などの犯罪を引き起こしたりする場合があります。

また、女子の場合は、ギャルチームと呼ばれ、派手な化粧をして集まり、ゲームセンターやコンビニの駐車場などにたむろし、座り込んで話し込んだり、喫煙をしたりするなど迷惑行為を繰り返しています。

[ Q 3 ] 暴走族に加入する動機は、どのようなものでしょうか。

[ A ]

県警が実施したアンケート調査の結果によりますと、暴走族に加入した動機としては、次のようなものがあります。

友だち・先輩に誘われた	33%
車やバイクが好き	27%
格好いいから	20%
家庭・学校がおもしろくなかった	9%
仲間が欲しかった	7%
他の仲間に威張りが欲しかった	3%

(平成15年度版「暴走族の現状」広島県暴走族対策会議等資料より)

先輩や友達に誘われて暴走族に加入した少年が33%と最も高くなっています。

また、車やバイクが好きだから、格好いいからなど、大半の少年が暴走族の実態を知らないまま加入している状況もあります。

近年、インターネットや携帯サイト等を使ってメンバーを募集するなど、県内各地から構成員が集まるグループもあります。

[ Q 4 ] 暴走族やチーマーなどの加入防止のためには、どうしたらいいですか。

[ A ]

次のようなことをします。

教職員が暴走族やチーマーなどの実態を正確に知るための研修を行います。

所轄の警察と連携して防止教室を開き、児童生徒や保護者に暴走族やチーマーなどの実態や犯罪性を十分知らせ、加入を防止することについて学習をします。

家庭、地域、警察と密接に連携して、暴走族の動きや人間関係などの情報を集め、協力して取り組みます。

[ Q 5 ] 暴走族やチーマーを離脱させるにはどうしたらいいですか。

[ A ]

学校と家庭が協力して、加入している児童生徒にやめるよう粘り強く説得したり、警察で行われている暴走族離脱の説得活動に協力したり、保護者の会をつくるなど、学校、家庭、警察が一体となって取り組みます。保護者に対して、真剣に正面から向かう姿勢を子どもに見せることが脱会させることにつながることを理解してもらうことが大切です。また、学校、家庭、地域及び警察など関係機関が連携し、地域ボランティア活動やその他のグループ活動に参加させ、活躍できる場をつくるなど社会に役立っているという実感をもたせます。

#### (4) 法令・例規

##### ア 道路交通法

(共同危険行為等の禁止)

第68条 2人以上の自動車又は原動機付自転車の運転者は、道路において2台以上の自動車又は原動機付自転車を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第88条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許又は第二種免許を与えない。

- 1 大型免許にあつては21歳(政令で定める者にあつては、19歳)に、中型免許にあつては20歳(政令で定める者にあつては、19歳)に、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許にあつては18歳に、普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許にあつては16歳に、それぞれ満たない者 (抜粋)

##### イ 広島県暴走族追放の促進に関する条例

(平成11年12月21日、広島県条例第39号)

(目的)

第1条 この条例は、暴走族による暴走行為が県民生活に多大な影響を及ぼしていることから、暴走族追放の促進に関し、県、県民、事業者、自動車等の運転者等の責務を明らかにし、これらの者が一体となって暴走族のいないまちづくりを推進するために必要な事項を定め、もって県民生活の安全と平穩に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 自動車等 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- 2 少年 20歳未満の者(婚姻により成人に達したとみなされる者を除く。)をいう。
- 3 保護者 少年法(昭和23年法律第168号)第2条第2項に規定する者をいう。
- 4 暴走行為 法第68条の規定に違反する行為又は自動車等を運転して集団を形成し、法第7条、法第17条、法第22条第1項、法第55条、法第57条第1項、法第62条若しくは法第71条第5号の3の規定に違反する行為をいう。



5 暴走族 暴走行為をすることを目的として結成された集団をいう。

6 暴走族追放 暴走族による暴走行為の防止 暴走族への加入の防止又は暴走族からの離脱の促進等を図ることにより 暴走族のいない社会を築くことをいう。

( 県の責務 )

第3条 県は、第11条の規定による基本方針に基づき、暴走族追放の促進に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

( 県民の責務 )

第4条 県民は、この条例の目的を達成するため、前条の規定による施策に協力するよう努めるものとする。

( 保護者の責務 )

第5条 保護者は、暴走族が少年の健全な育成を阻害するおそれがあることを踏まえ、その監護に係る少年を暴走族に加入させないよう努めるとともに、当該少年が暴走族に加入していることを知ったときは、当該暴走族から離脱させるよう努めなければならない。

( 学校、職場等の関係者の責務 )

第6条 学校、職場その他の少年の育成に携わる団体の関係者は、その職務又は活動を通じ、相互に連携し、当該団体に属する少年に対し、暴走族への加入の防止に関する活動を行うなど暴走族のいないまちづくりに努めるものとする。

( 事業者の責務 )

第7条 自動車等若しくは自動車等の部品の販売又は自動車等の修理を業とする者は、県が実施する暴走族追放の促進のための施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、暴走行為を助長することのないよう努めるものとする。

2 自動車等の燃料の販売を業とする者は、県が実施する暴走族追放の促進のための施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、法第62条又は法第71条の2の規定に違反することが外観上明らかな自動車等の運転者に、燃料を販売することにより、暴走行為を助長することのないよう努めるものとする。

( 自動車等の運転者の責務 )

第8条 タクシー、トラックその他の自動車等の運転者は、暴走行為を発見したときは、速やかに、その旨を警察官に通報するよう努めるものとする。

( 公園等管理者の責務 )

第9条 公園、駐車場、空き地その他の場所で、暴走族が暴走行為をする際に常習的に集合する場所の管理者は、暴走族の集合を禁じる旨を掲示するなど暴走族を集合させないための措置を講じるよう努めるものとする。

( 道路管理者等の責務 )

第10条 道路を設置し、又は管理する者は、暴走族が常習的に暴走行為を

する道路について、暴走行為を防止する措置を講じるよう努めるものとする。

(基本方針)

第11条 県は、暴走族追放の促進のため、次に掲げる事項を内容とする基本方針を策定するものとする。

暴走族追放の促進に係る啓発活動及び県民意識の高揚に関する基本的な事項

暴走族への加入の防止に関する基本的な事項

暴走族からの離脱の促進に関する基本的な事項

前3号に掲げるもののほか、暴走族追放の促進に関する基本的な事項

2 県は、前項の規定による基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(保護者への要請)

第12条 公安委員会は、暴走族に加入していると認められる少年の保護者に対して、少年の健全育成の観点から当該少年を暴走族から離脱させるよう指導することを要請することができる。

(関係機関への要請)

第13条 県は、暴走族追放の促進に関する施策の実施について、必要に応じ、関係機関に対して協力要請を行うものとする。

(情報の提供等)

第14条 県は、県民、事業者等に対し、暴走族追放の促進に関する施策の効果的な推進を図るための情報の提供又は技術的な助言に努めるものとする。

(暴走族相談員)

第15条 公安委員会は、暴走族追放の促進を図るため、社会的に信望があり、かつ、暴走族追放に関し熱意と識見を有している者に対し、次に掲げる相談業務等を行うことを委嘱することができる。

暴走族への加入の防止に係る相談業務

暴走族からの離脱の促進に係る相談業務

前2号に掲げるもののほか、暴走族追放の促進に関する相談業務及び活動

2 前項の規定により委嘱を受けた者は、暴走族相談員と称する。

3 暴走族相談員は、正当な理由がなく、その委嘱を受けた業務を行うに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。暴走族相談員でなくなった後も、また同様とする。

4 暴走族相談員に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(委任)

第16条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 少年に対し、暴走族を結成し、若しくは暴走族へ加入することを強要し、又は暴走族から離脱することを妨害する行為
- 2 少年に対し、他の少年が暴走族を結成し、若しくは暴走族へ加入することを強要させ、又は他の少年が暴走族から離脱することを妨害させる行為
- 3 少年に対し、他の少年を暴走族へ加入するよう勧誘する行為  
(暴走族少年からの金品受領等の禁止)

第17条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

暴走族に加入している少年(以下「暴走族少年」という。)から、暴走族の存続を助長し、又は暴走行為をすることを容認する対償として、会費、面倒見代(暴走族の面倒を見る名目の金員をいう。)、祝い金、見舞い金その他名目のいかんを問わず金品を受領する行為

暴走族少年から、暴走族相互間の紛議又は紛争の解決を図る対償として、みだりに金品を受領する行為

暴走族少年に対し、みだりに、興行の入場券、パーティー券その他の物品を販売させ、又は配布させ、その他役務を提供させる行為

暴走族少年に対し、みだりに物品を購入させる行為

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第19条 指定暴力団等の威力を示して、第16条又は第17条の規定に違反する行為を行った者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

## ウ 広島県暴走族追放の促進に関する基本方針

(平成12年6月26日、広島県告示第650号)

「本県の暴走族は、平成11年の胡子大祭における傍若無人な行動に象徴されるように、凶悪化・粗暴化が進行し、その背後には暴力団が存在するなど、大きな社会問題になっている。

暴走族の実態をみると、その構成員の大部分が少年で、警察からの取締りを継続的に受けながらも新たに構成員を勧誘するなどして、世代交代を繰り返し、存在し続けている。

こうした現状を是正し、広島県暴走族追放の促進に関する条例(以下「条例」という。)の目的である安全で平穏な広島の実現を図るため、ここに、暴走族追放の促進に関する基本方針を定める。

- 1 暴走族追放の促進に係る啓発活動及び県民意識の高揚に関する基本的な

## 事項

県は、関係機関・団体と密接に連携を図りながら、次の点などについて、あらゆる機会及び広報媒体を活用して広く県民に周知させ、暴走族追放の促進についての県民意識の啓発及び高揚を図るよう努めるものとする。

- 1 暴走族の実態及び暴走族が社会に与える悪影響
- 2 県民ぐるみで暴走族による暴走行為などを許さない環境づくりを行うことの重要性
- 3 暴走族への加入の防止及び暴走族からの離脱の促進の重要性

### 2 暴走族への加入の防止に関する基本的な事項

暴走族への加入の原因としては、少年自身の問題、家庭の問題、学校や職場の問題、地域での問題など、様々な要因が絡み合っている。県は、関係機関・団体と密接に連携を図りながら、保護者、職場関係者などに対し、少年の暴走族への加入の防止について理解と協力を得るよう努めるものとする。

また、県は、学校、職場などに働き掛け、暴走族に関する少年たちの意識調査を行い、その実態を踏まえた上で適切な対策を講じるものとする。

このほか、県は、暴走族追放に関する各種イベントなどの開催を通じて、暴走族への加入の防止について徹底を図っていくものとする。

### 3 暴走族からの離脱の促進に関する基本的な事項

本県の暴走族は、暴力団と深いかかわりをもつなど、一度暴走族に加入すると、そこからの離脱が極めて難しい状況にある。したがって、暴走族構成員を離脱させるためには、その保護者や、警察、学校、職場などの関係者が一体となった取組みが必要である。県は、関係機関・団体との密接な連携の下に、暴走族からの離脱希望者（以下「離脱希望者」という。）及びその保護者に対し、当該離脱希望者が暴走族から完全に離脱できるよう最大限の支援を行っていくものとする。

また、県は、暴走族からの離脱者（以下「離脱者」という。）及び離脱希望者について、ボランティア活動を通じた社会参加活動や文化スポーツ活動などへの参加を促し、離脱者及び離脱希望者の居場所づくりや目的づくりを推進するとともに、これらの者が健全な社会生活を送ることができるよう必要な学業の促進や就労の支援を行うことなどにより、離脱希望者の暴走族からの完全離脱の促進及び離脱者の暴走族への再加入防止に努めるものとする。

### 4 その他暴走族追放の促進に関する基本的な事項

#### 1 広島県暴走族対策会議の設置

県民一体となった暴走族対策を強力に推進するため、県・関係機関・団体によって「広島県暴走族対策会議」を設置するものとする。

#### 2 暴走族相談員に対する支援

県は、条例第15条の規定に基づき暴走族相談員が行う暴走族への加入の防止及び暴走族からの離脱の促進に関する活動を積極的に支援するものとする。

#### 3 事業者、運転者等に対する要請など

県は、条例第7条に規定する自動車の販売事業者などとの密接な連携に努めるとともに、これらの事業者などに対する適切な助言、要請及び情報提供に努めるものとする。

また、タクシー、トラックその他の自動車などの運転者に対して暴走族に関する情報提供に努めるものとする。

#### 4 公園管理者、道路管理者等に対する要請など

本県の暴走族は、暴走行為を行うほか、特異な服装で集会を開催し、県民に多大な不安感と恐怖感を与えている現状にある。県は、条例第9条及び第10条の規定に基づき公園、駐車場など暴走族が常習的に集合する場所の管理者及び道路管理者が講じる措置について助言、要請及び情報提供に努めるものとする。

#### 5 市町村に対する協力要請など

市町村は県民にとって最も身近な自治体であり、暴走族追放対策に関しては市町村の協力が不可欠である。県は、市町村に対して、暴走族に関する助言及び情報の提供に努めるほか、自主的な暴走族追放の促進に関する施策の展開を要請するとともに、必要に応じて県が実施する施策への協力を要請するものとする。

#### 6 暴走族追放運動強化月間の設定

県は、暴走族追放に関する県民の意識の啓発及び高揚を図り、暴走族追放運動を強力に推進するため、毎年6月を「暴走族追放運動強化月間」と定め、暴走族の追放に役立つ各種の施策を実施するものとする。」

### エ 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・スポーツ・青少年局学校健康教育課長依頼

#### 暴走族対策の強化について

平成13年2月5日  
暴走族対策関係省庁  
担当課長等会議申合せ

最近の暴走族は、従来からの各般の対策にもかかわらず、主に二輪車による深夜のゲリラ的な爆音走行、主に四輪車による、港湾地区、山岳道路等におけるドリフト行為やローリング行為、一定区間における違法な競争行為等の暴走行為を敢行することにより、交通の危険を生じさせ、一般の運転者や歩行者に迷惑を及ぼし、国民の平穏な生活と交通の秩序とを著しく害している。

また、最近では、グループ同士の対立抗争やグループ内のリンチなどによる殺人、傷害致死等の事件、一般人を巻き込んだ集団不法事案、交番等への襲撃事案、取締り中の警察官等に対する公務執行妨害事案等が多発するなど、暴走族による不法事案がますます凶悪化、粗暴化しており、大きな社会問題となっている。

このような最近の暴走族の実態や、これに対する国民の強い取締り要望

にかんがみ，暴走族をさらに強化するため，関係省庁は，当面，下記の施策を強力に推進することとする。

## 記

### 1 暴走族追放気運の高揚

暴走族を許さない国民世論の形成については，暴走族追放キャンペーン活動を始めとする諸活動の推進により，相当の成果がみられるところであり，今後も，暴走族追放気運の一層の盛上げを図る。

関係省庁においては，暴走族追放に向けた広報啓発活動を積極的に推進するとともに，報道機関等に対して暴走族の実態等の報道に資する資料の提供を積極的に行う。

また，一部の地方公共団体においてみられる，暴走族根絶のための「暴走族根絶条例」の制定，暴走行為と密接に関連する行為に対する罰則規定を市民安全条例等へ盛り込むための検討等の動きが全国に波及しつつある状況を踏まえ，こうした各地方公共団体の取組みを支援する。

さらに，地域における暴走族追放気運を一層盛り上げるとともに，暴走行為を始め暴走族による各種犯罪等を抑止するため，地域住民参加による「暴走族根絶運動」「暴走族追放大会」等の開催など，暴走行為を許さない地域づくりのための具体的活動が行われるよう支援する。

### 2 家庭，学校等における青少年の指導の充実

#### (1) 家庭に対する支援等の充実

暴走族少年に係る家庭内の困りごと等に対する相談窓口を設けるなど，支援活動の一層の推進を図る。

また，青少年に対する「暴走をしない，させない，見に行かない」運動の指導が家庭において適切に行われるよう，地域における暴走族の実態等に関する広報啓発用資料の配布など，家庭に対する各種活動を一層充実する。

#### (2) 中学校，高等学校等における生徒指導の充実

中学校，高等学校等においては，同級生，同窓生又は出身校の卒業生による勧誘を契機とする暴走族への加入を防止するため「暴走族加入阻止教室」の開催等を通じて，暴走族の悪質性，危険性についての理解を深めさせる。併せて，警察等関係機関との連携・協力の下に必要な応じて街頭補導等を行うなど，学校における生徒指導の一層の充実に努める。

また，高等学校等においては，二輪車を利用する生徒を中心に，運転の実技を含む安全運転指導の強化を図る。

#### (3) 暴走族からの離脱指導等の強化

少年補導員等の民間ボランティア，保護司（会），少年サポートセンター等との連携の下に，暴走族の解体，暴走族への加入阻止，暴走族からの離脱等の支援，指導等を徹底する。また，暴走族相談員制度の創設についても支援を行う。

なお，暴力団との関わりがあることが明らかになった暴走族少年につい

ては、その実態を解明するとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

### 3 暴走行為阻止のための環境整備

#### (1) 道路交通環境の整備

暴走行為が頻発している道路については、可能な限り、中央分離帯等の整備、路面への一定間隔での薄層舗装の設置及び二輪車の通行禁止等の交通規制を効果的に実施することにより、暴走行為を阻止するための道路交通環境の整備を図る。

#### (2) 暴走族等のい集場所として利用されやすい場所の管理

暴走族及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい広場、港湾地域等については、い集や暴走行為ができないよう管理を徹底する。特に、深夜については、可能な限り、立入禁止等の措置を講ずる。

現に暴走族のたまり場となっているコンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケボックス等24時間営業の施設の駐車場等については、管理者の協力を得て、管理権に基づく所要の措置を講ずる。

### 4 暴走族に対する指導取締りの強化

#### (1) 指導取締りの強化

集団暴走行為、爆音暴走行為等の悪質事犯に対しては、あらゆる法令を適用して検挙及び補導を徹底し、解散指導を積極的に行うなど、暴走族に対する指導取締りの強化を図る。併せて、指導取締りをより効果的に推進するため、体制及び装備資機材の充実を図るとともに、罰則の強化について検討し、必要な措置を講ずる。

また、暴走行為を行う車両の多くを占める不正改造車両を排除するため街頭車両検査等取締りを強化する。

さらに、暴走行為を行う二輪車の多くがナンバープレートを取り外し又は折り曲げるなどの隠ぺい行為を行っていることから、その表示義務違反についての取締りを徹底する。

#### (2) 関係省庁、関係機関等の連携

「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間「社会を明るくする運動」等の青少」年関係運動と連動し、関係省庁の連携の下「暴走族追放、取締強化月間」を全国一斉に強力に展開する。

また、大規模な集団暴走事案の重点的かつ集中的な取締りのため、関係省庁・団体等の連携により、総合的な取締り体制の構築及び具体的な取締り計画の策定を行うとともに、その効果的な実施を図る。

さらに、暴走族事案の取締り等を行う現場において、警察、道路管理者等による迅速かつ効果的な事案処理がなされるよう、必要な支援を行う。

### 5 暴走族関係事犯者の再犯防止

保護処分中の暴走族少年に対しては、再犯防止を図るため、実効ある矯正教育、保護観察を推進する。特に、不正改造車両の再使用の防止については指導の強化に努める。

また、暴走族少年に対する保護観察を充実するため、保護観察官に対して二輪車を中心とした交通研修の促進を図る。

さらに、暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行うとともに、処分者講習については、特別学級を編成するなど、再犯防止のための講習内容の充実を図る。

## 6 車両の不正改造の防止等

### (1) 車両の不正改造の防止

不正改造車両を排除するため、自動車部品の販売者に対し、不正改造を容易にする自動車部品の販売自粛及び顧客に対する自動車部品の装着方法等の説明を徹底するよう、関係機関が協力して指導を行う。

また、最近のインターネット等による自動車部品の通信販売実態にかんがみ、これらの販売業者に対しても、同様の指導を行う。

さらに、不正改造に関わっている改造業者等に対しても指導取締りを強化する。

### (2) 爆音防止対策の推進

道路運送車両の保安基準等の改正により、騒音規制の強化が図られてきているが、今後も、技術開発の動向を踏まえ、さらなる規制強化について検討するとともに、より実効性のある不正改造車対策について検討を進める。

### (3) 自動車関連業界に対する指導等

暴走行為に使用される二輪車等に盗難車両が多いことから、関係業界に対し、マスターキーを使用せずにエンジンの始動が可能となる車種の改善等盗難防止対策を講じるよう、指導を徹底する。

また、エンジン番号や車体番号を塗りつぶすなどしている場合においても所有者の検索を可能とする措置を講ずるよう、協力を求める。

## 7 施策の効果的な推進のための組織の設置等具体的活動の支援

### (1) 地方公共団体に対する支援

暴走族問題が地域社会に深く関わる問題であることにかんがみ、地方公共団体における暴走族根絶のための具体的活動をより効果的に推進することができるよう「暴走族対策会議」が決定した対策を迅速に推進する方策（例えば、暴走族対策の推進に携わる機関及び団体の代表から構成される「暴走族対策推進幹事会」等の設置を行うなど）について情報提供等必要な支援を行う。

### (2) 関係団体に対する依頼

自動車関係団体、青少年育成関係団体、交通安全関係団体等に対し、暴走族対策の効果的な実施のため、地方公共団体が講ずる具体的活動の推進への協力を依頼する。



## 7 窃盗・万引きの指導について

### (1) 基本的な考え方

ア 窃盗・万引きは，他人の財産権を侵害する重大な犯罪行為です。

イ 自転車盗や万引きなどは，初発型の問題行動と呼ばれ，罪の意識が薄く，児童生徒の問題行動の中で高い割合を占めています。

また，このことがきっかけとなり深刻な問題行動に至る場合も多く見られます。

ウ 窃盗・万引き等の盗みに対しては，家庭と協力して重大な犯罪行為であることを認識させるなどの予防的な指導が重要です。また，盗みを行った児童生徒に対しては，その背景を把握するとともに，再発防止の指導を行うことが必要です。特に，初期の指導が再発防止の観点から大変重要です。

### (2) 留意点

ア 日常的に物を大切にできるよう指導し，金品など貴重品の自己管理を徹底させ，持ち物には名前を書くよう家庭と協力して指導します。

イ 地域の商店街などに協力を依頼し，窃盗・万引きについて被害の実態を聞いたり，学級（ホームルーム）活動で「何がいけないか」「どうすればなくなるか」など集団で考えさせたりして，自ら「まちがったことは許さない」という態度を育成します。

また，窃盗・万引きは犯罪行為であることを自覚させるとともに，自分の生き方を見失わせることに気づかせて，窃盗・万引きは絶対しないとの規範意識や自律心を育てます。

ウ 窃盗・万引きをした児童生徒には，将来展望を確立させるよう個別指導を充実し，学校での活動に専念させる指導や援助に努めます。また，児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動等を充実させ，学校や学級への所属感を高め居場所をつくります。

エ 児童生徒が，悩みや不安などを気軽に相談できる教育相談体制の整備を行います。また，窃盗・万引きを繰り返す児童生徒は，心の問題がある場合もあり，相談機関と連携して取り組む必要があります。

### (3) Q & A

[ Q 1 ] 窃盗・万引きに対して「お金を払いさえすればよい。」という保護者に対して，どう理解を求めればよいですか。

[ A ]

お金を払うことだけで、すべてを解決しようとするのは間違っており、また、こうした解決方法をとることは、善悪を判断できず、社会に対して正しい責任をとれない人間にすることを、理解してもらうよう粘り強い指導を継続します。

[ Q 2 ] 窃盗・万引きをする児童生徒に対してどんな指導がありますか。

[ A ]

窃盗・万引きの動機には、遊び感覚やスリルを求めるもの、衝動的なもの、仲間内での自分の位置を高めるためのもの、何でもよいからうっづんを晴らしたりするものなどが見られます。これらの児童生徒には、罪の意識が薄かったり、見つからなければ何をしてもいいと考えたりするなど規範意識が低い場合が多くあります。窃盗・万引きは犯罪行為であることを自覚させ、家庭と連携して毅然とした態度で指導し、自己責任をとらせるよう指導します。

また、中には仲間にやらされていたり、仲間はずれになることをおそれて窃盗・万引きを行ったりする児童生徒もいます。どんな理由があっても絶対許されない犯罪行為であることを自覚するよう指導するとともに、人間関係の問題やいじめや金銭（品）強要がある場合は、背景などを明らかにしながら集団へ取り組みます。

生徒指導資料No. 26「万引きなど窃盗等の実態と対応について」(平成16年11月広島県教育委員会)参照

[ Q 3 ] 校内で盗難がありました。どうしたらいいですか。

[ A ]

次のような取組を行います。

事件発生時の児童生徒の動きや被害の実態を、迅速に把握します。  
全校集会や学年集会などを開いて、このような犯罪行為は絶対に許

されないこと，被害者の心情をおしはかること，正直に名乗り出ること，何か知っていることがあれば申し出ることなどを指導します。

被害児童生徒の保護者には，できるだけ早く事実を報告し，学校の指導方針を説明して理解を得ます。

場合によっては，PTA役員と連携し，緊急の保護者を開くなど，事件の経過を報告するとともに，指導方針を説明し協力を依頼します。

校内で盗難があった場合は，被害者の保護者と連携したうえで，警察と連携します。

校内であったことについて，各学級（ホームルーム）活動で話し合い，どうしたら盗難がなくなるかを考えさせ実行させます。

貴重品の管理や不要な物品は学校にもってこないことや自分の持ち物には名前を書くことなどを指導します。

教室の移動の際には施錠をしたり，やむを得ずもってきたお金はできるだけ担任や教科担任などにあずけるなど，貴重品や金銭の管理について工夫します。

組織的に校内巡回指導を行います。

[ Q 4 ] 校内で盗難が起きたとき，警察に指紋をとってもらってもよいですか。

[ A ]

盗難は，犯罪であることから，警察と連携することが基本です。被害者が児童生徒である場合は，保護者と連携することが必要です。

被害届については，盗難品が学校所有であれば校長，教職員所有であれば教職員本人，児童生徒所有であれば児童生徒又は保護者が出すこととなります。

指紋採取を行うかどうかは，警察の判断であり，捜査の過程で必要が生じたときは，警察の捜査に協力します。

なお，校内での盗難について，捜査上必要があるときは指紋を採取する場合もあることを，あらかじめ教職員や児童生徒，保護者に周知しておくことが大切です。

#### (4) 法令

##### 刑法

##### ( 窃盗 )

第 2 3 5 条 他人の財物を窃取したる者は窃盗の罪と為し 1 0 年以下の懲役に処す

第 2 5 4 条 遺失物，漂流物其他占有を離れたる他人の物を横領したる者は 1 年以下の懲役又は 1 0 万円以下の罰金若しくは科料に処す

#### 8 性に関する問題行動の指導について

##### (1) 基本的な考え方

ア 性は人間としての生き方在り方そのものに関わるものです。周囲の大人は、児童生徒に対して、性の在り方，異性に対する考え方や行動，人間関係のつくり方などが正しく形成されるように努める必要があります。

イ 援助交際と呼ばれることによって、いたずらに罪の意識を希薄化させ、児童生徒が安易に売春行為をするという深刻な状況が見られます。また、売春行為は本来お金に代えられないものを売買するものであり、人間の尊厳を損なう重大な反社会的行為です。児童生徒にこれらの問題点や望ましい性の在り方，生き方を十分考えさせ、自己の確立を支援するとともに、その防止を図ることが大切です。

ウ 児童生徒の売春行為（援助交際）の背景には、規範意識の低下，生活への不満足，お金や物重視の考え方，性の知識の偏りなどがあります。さらに、このことがきっかけになり、覚せい剤などの薬物乱用へ至るなど、より深刻な問題行動へとつながるおそれがあります。

##### (2) 留意点

ア 出会い系サイト，テレクラ，深夜のアルバイト及び深夜はいかいを通じた人間関係が売春行為（援助交際）につながる 경우가多く，日常の行動を把握しておくことが大切です。

イ 出会い系サイトなど，異性交際に関する情報提供を主な目的とするサイト以外のプロフやブログ，ゲームなどのサイトでも，個人のアドレスや連絡先などを書き込むことで，性に関する問題行動につながる場合もあることを指導します。

ウ 売春行為（援助交際）の未然防止のために，次のことに留意して指導します。

性に関する教育を徹底し，性に対する正しい知識の指導をするとともに，売春行為（援助交際）は，本来お金に代えられないものを売買するものであり，人間の尊厳を損なうものであることを理解させます。

所轄の警察署と連携をとり，防止教室などで売春行為（援助交際）の問題点を学ぶ機会をつくります。

学級（ホームルーム）活動で児童生徒に，売春行為（援助交際）の問題点について，例えばQCのWHY？WHY？を用いて，「なぜ援助交際をするのか」などを考えさせたり話し合わせたりします。

「第2部 問題行動に関する防止学習プログラム」参照

エ 問題の背景には，家庭の性に対する考え方が影響している場合もあり，保護者を対象とした性に関する学習会などを開いたり，資料を提供したりして，生き方と性に関わる学習を深めておきます。

オ 売春行為（援助交際）は過度のお金が入るため，持ち物や服装が派手になったり，生活態度や考え方に変化が見られたりする 경우가多く，これらのことに注意して状況を的確につかむことが大切です。また，家庭や警察と連携し，情報を収集して，その実態を把握します。

カ 売春行為（援助交際）で補導された児童生徒には，次のような点に注意して，家庭と連携して取り組むことが大切です。

被害者でもあるので，プライバシーや本人の心情に配慮して，慎重に対応することが必要です。

単なる叱責や説得に終わらず，売春行為（援助交際）について問題点を考えさせ，自己洞察を深めさせるよう保護者に働きかけます。

他の児童生徒が関係している場合もあるので，人間関係などに注意して，徹底した指導をします。

売春行為（援助交際）に至った心情や背景に迫り，自己の課題を考えさせます。

### (3) Q & A

[ Q 1 ] 売春行為（援助交際）は誰にも迷惑かけているわけではないということに対して，どう指導したらよいですか。

[A]

次のような指導をします。

反社会的な行為であることを理解させます。

人間の尊厳や正しい人間関係を失わせ、自分を傷つけ、人生を大切にしていない行為であることを理解させます。

人は生きていく上で必ず社会と関わりをもつものであり、またそうしないと生きていくことはできず、迷惑をかけていないと思うことは独りよがりな考え方であること、社会のきまりを破れば必ず人に迷惑をかけることに気づかせます。

あなたのことを大切に思い、悲しむ人がいることに気づかせます。

[Q2] 「出会い系サイト」とは、どんなものですか。

[A]

「出会い系サイト」とは、面識のない異性との交際を希望する人の求めに応じて、その人の異性交際に関する情報を、インターネット上の掲示板に掲載するなどのサービスを提供しているサイトのことです。

この「出会い系サイト」は、名前を隠して異性と知りあうことができることなどから、近年、犯罪の被害にあう児童生徒が増えています。

また、そのほとんどを中高生が占めているという実態もあります。

[Q3] 児童生徒が「出会い系サイト」を利用して犯罪被害にあわないために、どう指導したらよいですか。

[A]

次のように指導します。

児童生徒が、「出会い系サイト」を利用することは、法律で認められていないことを理解させます。

「出会い系サイト」には、心の隙を狙った恐ろしい罠が潜んでいるといった危険性について理解させます。

携帯電話等に届いた「出会い系サイト」への勧誘メールは、見ないよう指導します。

匿名だから安心と思って興味本位で書き込みをしたり，相手と会ったりしないよう指導します。

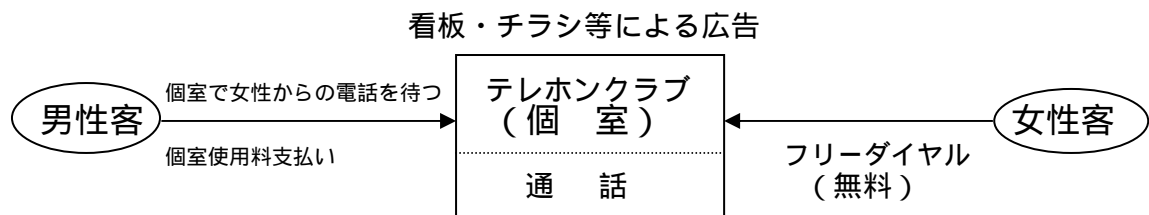
[ Q 4 ] テレホンクラブとはどんなものですか。

[ A ]

テレホンクラブは通称「テレクラ」と言葉を省略して呼ばれており，次の3つのシステムに分けられます。

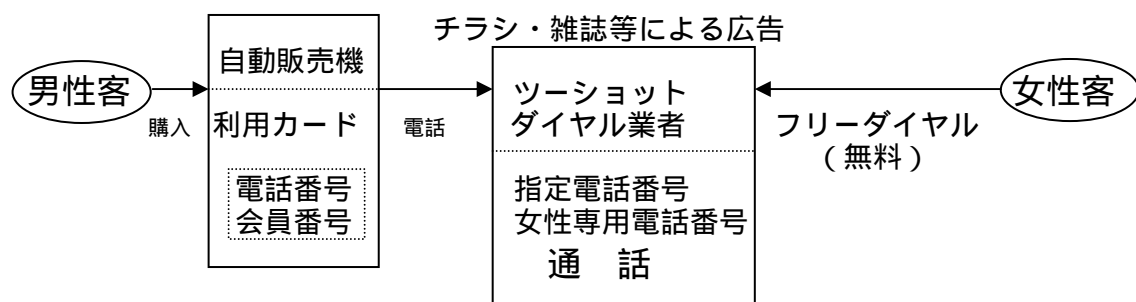
#### 個室型「テレクラ」

男性は，利用代金を支払って個室に入り，女性は，専用のフリーダイヤルで個室で待っている見知らぬ男性に電話をします。受話器を早く取った男性が，その女性と会話できるシステムです。



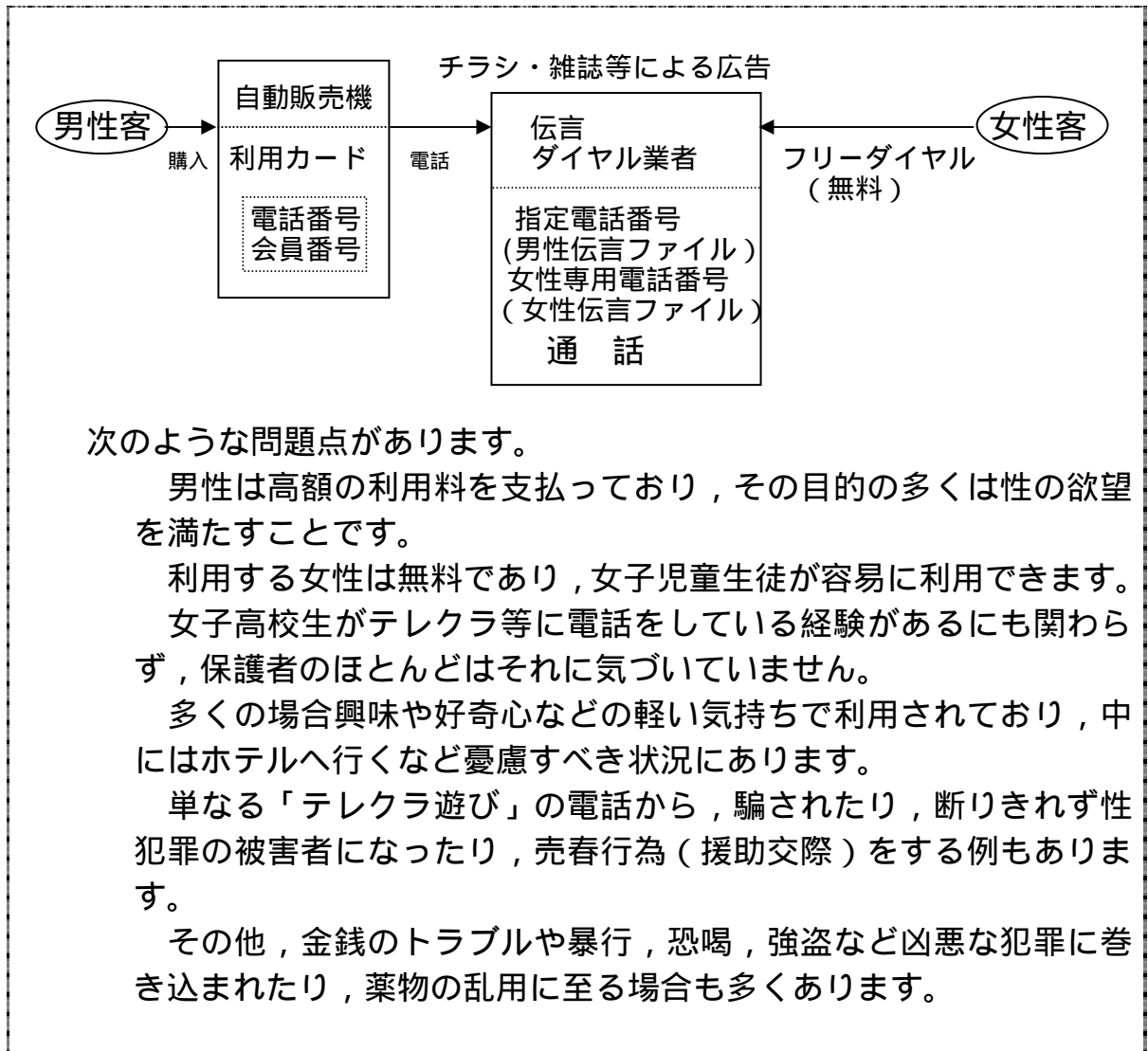
#### ツーショットダイヤル

男性は，自動販売機で利用カードを購入し，そのカードに記載されている電話番号に電話します。女性は，専用のフリーダイヤルで電話し，営業所内に設置した交換機を通じて見知らぬ男女が会話できるシステムです。



#### 伝言ダイヤル

男性，女性とも電話をかけるところまではツーショットダイヤルのシステムと同じですが，ツーショットダイヤルが交換機によって男女が直接会話するのに対し，伝言ダイヤルは伝言を録音し，それに対する返事を聞くシステムです。



#### (4) 法令

##### ア 児童福祉法

（昭和20年12月3日法律第164号）

第34条 何人も，次に掲げる行為をしてはならない。

（中略）

##### 6 児童に淫行をさせる行為

##### イ 売春防止法

第1条 この法律は，売春が人としての尊厳を害し，性道徳に反し，社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ，売春を助長する行為等を処罰するとともに，性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて，売春の防止を図ることを目的とする。



第3条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

## ウ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

(平成15年6月13日法律第83号)

### 第1章 総則

(保護者の責務)

第4条 児童の保護者(親権を行う者又は後見人をいう。)は、児童の使用に係る通信端末機器による電気通信についてインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限を行う役務又は当該電気通信の自動利用制限を行う機能を有するソフトウェアを利用することその他の児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第2章 児童に係る誘引の禁止

第6条 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為(以下「禁止誘引行為」という。)をしてはならない。

児童を性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)の相手方となるように誘引すること。

人(児童を除く。第五号において同じ。)を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。

対償を供与することを示して、児童を異性交際(性交等を除く。次号において同じ。)の相手方となるように誘引すること。

対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

前各号に掲げるもののほか、児童を異性交際の相手方となるように誘引し、又は人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

### 第3章 インターネット異性紹介事業の規制

(利用の禁止の明示等)

第10条 インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業について広告又は宣伝するときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を明らかにしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、インターネット異性紹介事業者は、国家公安委員会が定めるところにより、その行うインターネット異性紹介事業を利用しようとする者に対し、児童がこれを利用してはならない旨を

伝達しなければならない。

## エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

( 条例への委任 )

第 2 1 条 第 1 2 条から第 1 9 条まで及び前条第 1 項に定めるもののほか，都道府県は，条例により，風俗営業者の行為について，善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し，又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な制限を定めることができる。

( 禁止行為 )

第 2 2 条 風俗営業を営む者は，次に掲げる行為をしてはならない。

- 2 営業所で，18 歳未満の者に客の接待をさせ，又は客の相手となつてダンスをさせること。
- 3 営業所で午後 1 0 時から翌日の日出時までの時間において 1 8 歳未満の者を客に接する業務に従事させること。
- 4 1 8 歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。

## オ 広島県青少年健全育成条例

( テレホンクラブ等営業などに係る自主規制 )

第 2 4 条の 2 テレホンクラブ等営業を営む者又は利用カード等を販売する営業 ( 以下「利用カード等販売業」という。 ) を営む者は，テレホンクラブ等営業に係る設備を青少年に利用させないように努めなければならない。

( 自主規制の相互協力 )

第 2 5 条 図書類の販売又は貸付けを業とする者，興行を主催する者，がん具刃物類の販売を業とする者，テレホンクラブ等営業を営む者，利用カード等販売業を営む者その他営業を営む者は，相互に協力し，自主的方法を講ずることにより，当該営業に関して青少年の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。

( 自主規制の指導等 )

第 2 7 条 知事は，この章に定める自主規制の実があがるようにするため，営業を営む者その他関係者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

## 9 薬物乱用の指導について

### (1) 基本的な考え方

ア 薬物乱用は，シンナー，覚せい剤，大麻などの薬物を遊びや快感を得るため不法に使用するもので，たとえ一回でも乱用に当たり，法律で固く禁

じられている重大な犯罪行為です。また，所持しているだけで罪になります。

イ 薬物の乱用は，身体に有害であるばかりでなく，その依存性から人生を悲惨なものにする原因をつくります。

ウ 薬物依存には精神依存と身体依存があり，特に精神依存は，たった一回の薬物摂取経験でも形成されることから，一回使ってみてすぐ止めるということは困難です。

エ 児童生徒の薬物の乱用は，ダイエットに効くなどの誤った知識やファッション感覚や興味本位や好奇心から使用する場合があります。

オ 駅前などで声をかけられ入手したり，出会い系サイトやテレクラなどで知り合った相手から入手したり，パソコンや携帯電話，PHSなどを通じて，容易に入手できる状況があります。

## (2) 留意点

ア すべての教職員が，薬物乱用に対する正しい知識をもつための研修会を実施する必要があります。

イ 学校における薬物乱用防止指導の最大の課題は未然防止指導です。所轄の警察と連携して防止教室を開き，すべての児童生徒に薬物乱用に対する正しい知識をもたせ，「ダメ，ゼッタイ」と言えるよう指導を徹底します。  
また，学級（ホームルーム）活動で，ディベートやロールプレイングを取り入れて，たとえ薬物乱用を進められても，きっぱり断るスキルをもつよう指導します。

ウ 学校通信や保護者懇談会などとおして，薬物乱用について保護者に対する啓発活動や資料提供を行うとともに，家庭と緊密な連携をとることが必要です。

エ 薬物を乱用してしまった児童生徒には，家庭や警察など関係機関と密接に連携して取り組みます。また，プライバシーに配慮したうえで専門家の助言を得ながら，薬物などの有害性について正しく理解させるとともに，それに至った心情や背景に迫りながら，粘り強く取り組みます。

(3) Q & A

[ Q 1 ] 乱用されている薬物にはどんなものがありますか。

[ A ]

乱用されている薬物には、覚せい剤、ヘロイン、コカイン、LSD（リゼルギン酸ジエチルアミド）、大麻、精神安定剤、向精神薬、鎮痛剤（非麻薬）、催眠剤、シンナー、MDMAなどがあります。その他にブタンガスの吸引などがあります。

[ Q 2 ] 携帯電話やPHSが薬物乱用と関わっていますか。

[ A ]

携帯電話やPHSは、覚せい剤などの薬物の売買に悪用されている実態があります。これらの通信機器は、時間や場所に制約を受けず連絡を取ることができ、覚せい剤などの薬物が入手しやすい状況があります。安易にこれらの通信機器をもつことは、薬物乱用など様々な問題行動に近づくことでもあることに注意する必要があります。

[ Q 3 ] 薬物乱用をはじめるきっかけは何ですか。

[ A ]

次のような動機があります。

ファッション感覚で

ダイエットのため

おもしろ半分

快楽の追求

好奇心

あまい言葉にだまされて

受験勉強やイライラから逃避したいので

グループ意識から

気持ちが浮かれているとき  
やけになって  
頭がスカッとする  
疲労回復

自らの意志によるのではなく、遊び友達、同級生、職場仲間などちょっと見たところ信頼のおけそうな身近な人から進められ、いつの間にか薬物を乱用してしまったり、たまたま行った友人宅のパーティーでシンナーやマリファナと出会い、その後乱用を繰り返すといったケースもあります。

また、大麻を「チョコ」、覚せい剤を「スピード」とか「エス」などと呼ぶことで、ファッション的で格好良いというイメージをもったり、注射器を用いないで火であぶって気化させて吸うなど、簡単な吸引方法が広まったり、値段が安くなるなど、児童生徒が安易に乱用に走りやすい深刻な状況があります。

[ Q 4 ] ガspan遊びとは何ですか。

[ A ]

ブタンガスを乱用するものです。

ブタンガスは、主に燃料として用いられ、プロパンガスと混合されてライター用のガスとして使用されたり、家庭用の卓上ガスコンロや家庭用のプロパンガスの中に含まれ使用されているものです。ブタンガスそのものは、直接脳などに作用を及ぼすことはありませんが、ガス吸引による酸素欠乏による死亡事故や、引火による火災や火傷などの深刻な事態が起きています。

乱用の方法には次の方法があります。

ティッシュペーパー 2 ~ 3 枚にガスをしみこませて、鼻にあて吸引する。(ティッシュと呼ばれる)

ビニール袋の中にガスを入れ、口にあてて直接ガスを吸引する。(ビニールと呼ばれる)

100円ライターや卓上コンロ用のガスボンベなどから、鼻の近くでガスを出して、直接吸引する。(チョクと呼ばれる)

生徒指導資料 No. 14 「覚せい剤等の薬物乱用防止」  
(平成8年7月広島県教育委員会) 参照

「覚せい剤など薬物乱用防止のための参考資料（平成8年12月  
広島県教育委員会）」参照

(4) 法令

ア 毒物及び劇物取締法

第3条

3 興奮，幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物(これらを含む。)であつて政令で定めるものは，みだりに摂取し，若しくは吸入し，又はこれらの目的で所持してはならない。

イ 毒物及び劇物取締法施行令

(興奮，幻覚又は麻酔の作用を有する物)

第32条

2 法第3条の3に規定する政令で定める物は，トルエン並びに酢酸エチル，トルエン又はメタノールを含むシンナー(塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。)，接着剤，塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料とする。」

ウ 覚せい剤取締法

(所持の禁止)

第14条 覚せい剤製造業者，覚せい剤施用機関の開設者及び管理者，覚せい剤施用機関において診療に従事する医師，覚せい剤研究者並びに覚せい剤施用機関において診療に従事する医師又は覚せい剤研究者から施用のため交付を受けた者の外は，何人も，覚せい剤を所持してはならない。

(使用の禁止)

第19条 左の各号に掲げる場合の外は，何人も，覚せい剤を使用してはならない。

覚せい剤製造業者が製造のため使用する場合

覚せい剤施用機関において診療に従事する医師又は覚せい剤研究者が施用する場合

覚せい剤研究者が研究のため使用する場合

覚せい剤施用機関において診療に従事する医師又は覚せい剤研究者から施用のため交付を受けた者が施用する場合

法令に基いてする行為につき使用する場合

## エ 大麻取締法

(大麻取扱者以外の者の所持・栽培・譲渡等の禁止)

第3条 大麻取扱者でなければ大麻を所持し，栽培し，譲り受け，譲り渡し，又は研究のため使用してはならない。

2 この法律の規定により大麻を所持することができる者は，大麻をその所持する目的以外の目的に使用してはならない。

(禁止行為)

第4条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

大麻を輸入し，又は輸出すること（大麻研究者が，厚生労働大臣の許可を受けて，大麻を輸入し，又は輸出する場合を除く。）

大麻から製造された医薬品を施用し，又は施用のため交付すること。  
大麻から製造された医薬品の施用を受けること。

医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この号において同じ。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか，大麻に関する広告を行うこと。

## 10 携帯電話などICT機器に係る指導について

### (1) 基本的な考え方

ア ICTとは，Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で，電子情報機器の活用だけでなく，通信を介したコミュニケーを通して，人と人との関係性の構築や情報社会の望ましい行動ができる能力の育成といった視点も含んでいます。

イ 近年の携帯電話の急速な普及と機能の高度化により，子どもたちが携帯電話のメールやインターネットを利用する機会が急激に増加しています。このため，子どもたちの生活スタイルや人間関係づくりの面に大きな影響を与えています。

ウ 情報通信ネットワークを介して情報社会に直接ふれるようになると，犯罪の被害者にも加害者にもなる危険にさらされるようになるため，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用に関するルールやマナーを身につけさせることが必要です。

エ 児童生徒の発達段階に応じた，情報モラル教育，情報リテラシーの指導計画を立て，指導を徹底することが必要です。

オ 児童生徒の携帯電話の利用をめぐるっては、過度に携帯電話に依存している状況や携帯電話を利用したいじめ・犯罪に巻き込まれたりする問題が指摘されています。携帯電話は、どんな時に必要なのか、何のために使うのかなど、家庭で十分話し合ったり、考えたりするよう働きかけることが大切です。

カ 広島県では、平成21年2月「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」において、「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」が提案され、取組を進めています。その運動の一環として、学校には、携帯電話を持ち込まないよう指導することとなり、広島県の公立小・中・高・特別支援学校においては、携帯電話の原則持込み禁止の校則を整備し、指導を徹底しています。

## (2) 留意点

ア インターネットの世界は公共の場であることや、インターネットの向こうには善意の人ばかりでなく様々な人がいることを意識させます。

イ 学校、家庭、地域を含む社会全体で、様々な機会を通じて、情報通信ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、著作権等に対する対応などを学習させる必要があります。

ウ 児童生徒に対して携帯電話を校内に持ち込まない指導が、単なる呼びかけにならないよう徹底します。

エ 携帯電話を持ち込むことを安易に許可することで、携帯電話の学校への原則持込み禁止が名目だけのものにならないようにします。

オ 授業中に保護者から緊急連絡が必要な場合は、学校を通じた連絡が可能であることを周知・徹底するなど、携帯電話を利用しない連絡方法について具体的に示し、保護者の理解を得ます。また、緊急の場合には、児童生徒が校内から保護者へ連絡できるよう配慮します。

カ 保護者に対して、必要がない限り携帯電話をもたせないよう依頼します。また、やむを得ずもたせる場合には、学校のルールを守るとともに、家庭において、フィルタリングの利用や携帯電話等の使用に係るルールづくりを徹底するなど、学校と家庭が連携した指導を行います。



(3) Q & A

[Q 1] 携帯電話の問題点には、どのようなことがありますか。

[A]

携帯電話には、児童生徒が犯罪等に巻き込まれたり、保護者や教職員の知らない間に有害情報等にアクセスしたりするなど、児童生徒の健全な育成を阻害するなどの問題があります。

例えば、次のような事例があります。

食事中や入浴中にも携帯電話を使用するなど、極度に依存してしまった。

誹謗中傷等をメールで仲間内に配信して、相手を深く傷つけるなどのいじめに発展した。

出会い系サイト等を通じて援助交際を行うグループに参加し、売春を強いられた。

自殺の方法に関するサイトなどをきっかけに、オーバードーズ（薬の過剰摂取）、リストカット等の危険な行為に走った。

覚せい剤や睡眠薬等の販売に関することなど犯罪に関する情報を入手した。

[Q 2] 掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みがあったという相談を受けました。どのように対応すれば良いのでしょうか。

[A]

児童生徒や保護者から相談があった場合は、次に示す手順で迅速に対応します。

誹謗・中傷の書き込み等の相談があった場合、その内容を確認し、掲示板等のURLを控えるとともに、プリントアウトするなどして内容を保存する。

携帯電話の掲示板にはパソコンから見るできないものが多くあり、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

掲示板等の管理者に削除依頼をする。その際、個人のパソコンやメールアドレスは使用しないで、学校等のパソコンやメールアドレスを使用する。（個人情報が悪用される場合がある。）

管理者に削除依頼しても削除されない場合や連絡先が不明な場合、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

管理者やプロバイダに削除依頼しても削除されない場合は、警察、法務局に相談し、対応策を検討する。

「携帯電話・インターネットのトラブル対応マニュアル～サイバー犯罪被害防止～」(平成20年7月広島県教育委員会)参照

[Q3] フィルタリングとは、どのような機能ですか。

[A]

フィルタリングとは、インターネット上のウェブサイト等に、一定の基準に基づき、アクセスできなくする機能のことです。

フィルタリングについては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」において、18歳未満の青少年が利用する携帯電話・PHSについては、フィルタリングを利用することが規定されました。（保護者がフィルタリングを利用しない旨を申し出た場合を除く。）

フィルタリングには、2種類の方式があります。

ホワイトリスト方式

子どもにとって安全で有益と思われるウェブサイトのリストを作り、これらのウェブサイト以外は利用できなくなる方式。

ブラックリスト方式

有害なウェブサイトのリストを作り、これらのウェブサイトを利用できなくなる方式。

フィルタリングを利用しても、すべての違法・有害情報から、児童生徒を守れるわけではなく、家庭や地域・学校において、児童生徒を見守ることが大切です。

[Q4] 家庭における携帯電話の使用ルールには、どのようなものがありますか。

[A]

子どもに携帯電話を持たせる場合には、子どもがトラブルに巻き込まれ

ないように、家庭で十分話し合い、ルールを決めることが大切です。わが家の「ケータイルール」10か条(例)には、次のようなものが考えられます。

- 誹謗・中傷、いじめには使わない。
- 家庭では、保護者のいるところで使う。
- 保護者は、メール及び通信記録をチェックできる。
- フィルタリング機能ははずさない。
- インターネットに接続するときは、保護者の許可を得る。
- メールの返信「5分ルール」でしばらない、しばられない。
- 食事中や学習中は、電源を切る。
- 学校のルールを守る。
- 困ったことがあれば保護者に相談する。
- ルールが守れない時は、使用を禁止する。

「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」啓発資料  
(平成21年3月携帯電話等に係る啓発活動推進会議)参照

#### (4) 通知

「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」について(通知)

別紙

平成21年3月4日

携帯電話を学校へ持ち込まないことへの指導に関するガイドライン

広島県教育委員会

##### 1 趣旨

このガイドラインは、このたび、教育長会、校長会及びPTA団体の代表で構成される『携帯電話等に係る啓発活動推進会議( )』(以下、「推進会議」という。)から「学校には、携帯電話の持込みをやめましょう」など4つの提案があったことから、この呼びかけに応え、各学校及び各家庭において実効性のある取組みができるよう、学校での指導の在り方や留意点について目安を示したものである。

( 広島県都市教育長会会長、広島県町教育長会会長、広島県連合小学校長会会長、広島県公立中学校長会会長、広島県公立高等学校長協会会長、広島県PTA連合会会長、広島県高等学校PTA連合会会長、広島市PTA協議会会長 )

##### 2 児童生徒の指導について

各学校は、このガイドラインを踏まえ、児童生徒に対して携帯を校内

へ持ち込まないように徹底するとともに、校内における携帯電話の取扱いに係る指導方針を明確に定めること。

### 3 保護者の理解と協力について

携帯電話を校内へ持ち込まないことなどについて、各学校は、この4つの提案が保護者の代表を含む推進会議によるものであることを踏まえ、携帯電話の取扱いに係る指導方針を繰り返し保護者に説明し、理解と協力を得るよう働きかけること。

### 4 指導の在り方について

学校における教育活動において、携帯電話が必要でないことは明らかであり、携帯電話を持ち込まないよう校則に定めること。

一方、各学校は、児童生徒の登下校中の安全確保、通学範囲が広い学校や帰宅連絡に係る保護者の要望及び職業上携帯電話を必要とする高校生に係る就業先からの直接登校などの場合には、次の2点を踏まえ、発達段階に応じた指導を行うように配慮すること。

- (1) 保護者の申し出によりやむを得ず携帯電話を学校へ持ち込もうとする場合には、携帯電話の会社名、商品コード(商品名称)、製造番号、電話番号等を確認するとともに、携帯電話を持ち込む理由を明確にし、児童生徒及び保護者の連名による文書で許可申請させ、校長が許可すること。
- (2) 持込みを許可した携帯電話についても、校内では、学校が預かる又は電源を切った状態にし、けっして身につけさせないなど、校内で使用できないよう指導すること。

### 5 指導上の留意点について

- (1) 携帯電話を校内へ持ち込まないことについて、単なる呼びかけにならないよう指導を徹底すること。
- (2) 携帯電話を持ち込ませることを安易に許可することで、携帯電話を学校へ持ち込まない取組みを徹底する妨げとならないよう細心の注意を払うこと。
- (3) 学校の指導方針に違反した児童生徒については、予め示した方法による特別な指導を行うなど毅然とした態度で指導すること。
- (4) 携帯電話の持込みを学校が許可する際に学校が把握した個人情報、取扱いに細心の注意を払って確実に管理するとともに、目的外使用をしないこと。
- (5) 携帯電話を学校が預かる場合、盗難、破損、紛失及び取り違え並びに、プライバシー情報の侵害や漏洩事故が起きないように配慮し、適切に管理すること。
- (6) 授業中に保護者から緊急の連絡が必要な場合には、学校を通じた連絡が可能であることを周知・徹底するなど、携帯電話を利用しない連絡方法について具体的に示し保護者の理解を得ること。また、緊急

の場合には、児童生徒が校内から保護者へ連絡できるよう配慮すること。

- (7) 保護者が登下校中やむを得ず携帯電話を持たせようとする場合は、必要な機能に限定した機種を選定又は携帯電話の機能の制限などを働きかけること。
- (8) 「携帯電話を使用しない週間」など一定期間携帯電話に頼らず生活する取組みを各家庭に働きかけるなど、児童生徒及び保護者の携帯電話の問題に関する意識を喚起すること。
- (9) 児童生徒の発達段階に応じた、情報モラル教育、情報リテラシーの指導計画を立て、指導を徹底すること。

携帯電話等に係る啓発活動推進会議

携帯電話をめぐるトラブルに  
子どもたちが巻き込まれています

**3人に2人**

以上の中高生が、携帯電話による  
トラブルを経験しています。

携帯電話を所有している中学2年生の67%、  
高校2年生の68%

学校には、携帯電話は必要ありません

携帯電話に係る様々なトラブルからお子さんを守るために

「携帯電話等に係る  
啓発活動推進会議」からの

**4**つの提案

ケータイは、  
本当に必要？

保護者のみなさまへ  
携帯電話の問題から子どもを守ろう運動

**1** 学校には、携帯電話の持ち込みをやめましょう

**108分** が、高校生が1日に携帯電話等で  
インターネットを使う平均時間です。(中学生は75分です。)

●携帯電話の利用時間が増えると、学習時間等が確保できなくなります。

**2** 家庭では、保護者が子どもの携帯電話に責任を持ちましょう

**65%** の高校2年生の保護者が、メールやインターネットをすることを  
放任しています。(中学2年生の保護者は31%です。)

●おさんは、保護者の想像以上の危険にさらされています。

**3** 家庭では、わが家の「ケータイルール」を作りましょう

**84%** の高校2年生が、  
フィルタリング機能を使っていません。(中学2年生は54%です。)

●フィルタリング機能がないと、有害な情報にもアクセスできてしまいます。

**4** 学校では、発達段階に応じた情報モラル教育を徹底しましょう

**74%** の中学生が、インターネットを使うとき「ネチケツ(礼儀やマナー)  
を守る」ことに気がついていません。(高校生は71%です。)

●学校では、情報化社会における正しい判断や望ましい態度を育てていきます。

携帯電話は、どんな時に必要なのか、何のために使うのかなど、お子さんと十分話し合い、家庭のルールを作ってみましょう。

※ 文部科学省調べ「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」、内閣府調べ「第5回情報化社会と青少年に関する意識調査」による

# 家庭における 携帯電話の使用ルールを作りましょう!

子どもに携帯電話を持たせる場合には、  
トラブルに巻き込まれないように、家族でルールを決めましょう。

## わが家の「ケータイルール」10か条(例)

- 1 誹謗・中傷、いじめに使わない。
- 2 家庭では、保護者のいるところで使う。
- 3 保護者は、メール及び通信記録をチェックできる。
- 4 フィルタリング機能ははずさない。
- 5 インターネットに接続するときは、保護者の許可を得る。
- 6 メール返信「5分ルール」でしばらない、しばられない。
- 7 食事中や学習中は、電源を切る。
- 8 学校のルールを守る。
- 9 困ったことがあれば保護者に相談する。
- 10 ルールが守れない時は、使用を禁止する。

## 気軽に相談してください

「ネットいじめ」に  
あててしまったら…

全国統一ダイヤル なやみ ぼう  
▶ 「24時間いじめ相談ダイヤル」 ☎ 0570-0-78310  
広島県立教育センター  
▶ 「いじめダイヤル24」 ☎ 082-420-1313

ネットトラブルで  
困ったら…

▶ 「広島県警察サイバー犯罪対策室」 代表 ☎ 082-228-0110  
<http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/041/hightech/index.html>  
▶ 「警察庁インターネット安全・安心相談」 <http://www.cybersafety.go.jp/>

「情報モラル」に  
ついて勉強したいと  
思ったら…

▶ 「e-ネットキャラバン」 <http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>  
▶ 「インターネットを利用するためのルールとマナー集」  
<http://www.iajapan.org/rule/rule4child/v2/>



「フィルタリングの設定」  
について知りたいと  
思ったら…

▶ 「有害サイトアクセス制限サービス」  
[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/d\\_syohi/filtering.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html)

### 【携帯電話等に係る啓発活動推進会議】

【構成メンバー】広島県都市教育委員会、広島県町教育委員会、広島県連合小学校長会、広島県立中学校長会、  
広島県立高等学校長協会、広島県PTA連合会、広島県高等学校PTA連合会、広島市PTA協議会  
【事務局】広島県教育委員会、広島市教育委員会

児童生徒のみなさんへ

携帯電話等に係る啓発活動推進会議

携帯電話の問題から子どもを守ろう運動

## ケータイは、本当に必要？

学校には、携帯電話は必要ありません  
学校、家庭のルールを守りましょう

### Q 携帯電話って、本当に必要なの？

- 携帯電話は、学校生活や勉強にはいりません。

携帯電話は、どんな時に必要なのか、何のために使うのかなど、自分にとって本当に必要かどうか、しっかり考えましょう。

### Q 携帯電話に、振り回されていませんか？

- 携帯電話は、あなたの大切な時間をうばってしまいます。

「メールは5分以内に返さなければならない。」という『5分ルール』（こんなルールはありません）にしばられて、食事中や寝るときも携帯電話をはなせない人がいます。あなたにとって、携帯電話でメールのやりとりや書き込みをすることよりも、もっと大切なことがあるはずです。携帯サイトには危険がいっぱいです。好奇心でアクセスすると大変なことになります。

### Q 携帯電話で、友情が深まるの？

- 携帯電話では、本当の気持ちは伝わりません。

メールや掲示板への書き込みによるコミュニケーションでは、本当の友情を深めることはできません。携帯電話では、本当の気持ちが伝わらないため、相手が傷ついていることが分からないことがあります。ブログやプロフで安易に自分のことを紹介すると、悪い人に使われて、危ない目にあうことがあります。

携帯電話は、どんな時に必要なのか、何のために使うのかなど、保護者と十分話し合い、家庭のルールを作ってみましょう。





## 家庭における携帯電話の使用ルールを作りましょう！

子どもに携帯電話を持たせる場合には、トラブルに巻き込まれないように、  
家族でルールを決めて、下を書いてみましょう。

～ わが家の「ケータイルール」 \_\_\_\_ つの約束 ～

### 携帯電話に係る様々なトラブルからお子さんを守るために

#### 「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」からの4つの提案

- 1 学校には、携帯電話の持ち込みをやめましょう
- 2 家庭では、保護者が子どもの携帯電話に責任を持ちましょう
- 3 家庭では、わが家の「ケータイルール」を作りましょう
- 4 学校では、発達段階に応じた情報モラル教育を徹底しましょう

### ひとりで、悩まないで・・・

「ネットいじめ」にあってしまったら・・・

『全国统一ダイヤル  
『24時間いじめ相談ダイヤル』 電話 0570-0-78310 (なやみ言おう)

広島県立教育センター  
『いじめダイヤル24』 電話 082-420-1313

ネットトラブルで困ったら・・・

『広島県警察サイバー犯罪対策室』 代表電話 082-228-0110  
<http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/041/hightech/index.html>  
『警察庁インターネット安全・安心相談』  
<http://www.cybersafety.go.jp/>

「情報モラル」について勉強したいと思ったら・・・

『e-ネットキャラバン』  
<http://www.fmcc.or.jp/e-netcaravan/>  
『インターネットを利用するためのルールとマナー集』  
<http://www.iajapan.org/rule/rule4chid/v2/>

「フィルタリングの設定」について知りたいと思ったら・・・

『有害サイトアクセス制限サービス』  
[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/d\\_syohi/filtering.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html)

#### 【携帯電話等に係る啓発活動推進会議】

(構成メンバー) 広島県都市教育長会会長, 広島県町教育長会会長, 広島県連合小学校長会会長, 広島県公立中学校長会会長,  
広島県公立高等学校長協会会長, 広島県PTA連合会会長, 広島県高等学校PTA連合会会長, 広島市PTA協議会会長  
(事務局) 広島県教育委員会, 広島市教育委員会

## 1 1 その他（Q & A）

[ Q 1 ] 遅刻などの指導はどうすればよいですか。

[ A ]

次のような指導を行います。

集団において時間を守ることの大切さや、それが家庭における基本的な生活規律の上に成り立っていることを理解させて、家庭と緊密な連携をとって指導します。

児童生徒の実態を細かく把握し、傾向や課題を明らかにします。年・学期・月・週などの具体的な目標を設定して、学校全体や学年や学級（ホームルーム）活動で取り組みます。

学級（ホームルーム）活動や委員会などで植物を育てたり、行事の練習を組んだり、ボランティア活動をしたりして、始業前に登校し余裕をもって臨めば気持ち良く楽しく学校生活を送ることができることを経験させ習慣化させます。

遅刻の多い児童生徒には、個人ノートなどに一日の生活を記入させるなど、自分の生活を振り返らせ、遅刻の原因を明らかにさせて、児童生徒自身で改善策を考え実行できるよう支援し、日常生活を計画的に設計するための習慣を身につけさせます。

児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動などで、遅刻の問題点や遅刻のない学校のすばらしさを考えさせ、遅刻ゼロ運動をするなど、児童生徒が自主的に遅刻をなくすよう取り組むことを指導します。

[ Q 2 ] 家出についての指導は、どうすればよいですか。

[ A ]

次のような指導を行います。

学校においては、学習のつまずきをなくし、望ましい友人関係や教職員との人間関係をつくれるよう教育内容を工夫します。

家庭において、金銭の管理、所持品や服装などに充分気を配るよう保護者に協力を求めます。

安易に外泊をしたり，友人を泊めたりしないよう家庭に協力を求めます。

家出をした児童生徒は，犯罪の被害者や加害者になる心配があるため，保護者と連携し，保護願いを出し早期発見に努めます。

家出した児童生徒への事後の対応は，温かい態度で接し，家出をしたくなった気持ちを十分聞き取り，本人の気持ちを整理させます。

家出の原因・動機については，時間をかけて多面的に把握し，学校や家庭における指導計画を作成し，家庭と協力しながら指導を行うよう努めます。

[ Q 3 ] 深夜はいかいいに対して，どう指導すればよいですか。

[ A ]

次のような指導を行います。

広島県青少年健全育成条例では，深夜（午後 11 時から翌日の日出時間まで）には，保護者は児童生徒を外出させないように努めなければならないと定められています。深夜に外出する児童生徒は，繁華街，コンビニエンスストア，公園，駅など限られた場所に集まりやすく，集団化して，いろいろな問題行動を起こす場合が見られます。

保護者と綿密な連携をとり，児童生徒の学校での様子を知らせたり，規則正しい生活習慣をつけたり，また，子どもにとって家庭が安らぎの場になり，深夜に外出しないようにするなどの協力をお願いします。

警察など関係機関や保護者と連携し，深夜の街頭補導を行うなど，児童生徒を帰宅させるよう指導します。

[ Q 4 ] 授業をエスケープする児童生徒に対して，どう指導すればよいですか。

[ A ]

次のような指導を行います。

授業方法を工夫して，わかる授業を行い，授業の中で成就感を味わ

わせたり，授業に対する興味・関心を育てたりします。

エスケープする児童生徒は，授業がわからなくなっている場合があり，別途に学習の機会を設けたり，個別に指導したりしてわかる喜びを経験させ，授業に出させます。

児童生徒の授業の出欠について組織的に把握できる体制を整え，できるだけ早くエスケープした児童生徒の所在や安全が確認できるようにします。

家庭と連携して，エスケープする児童生徒の心情や背景に迫り指導します。

計画的・組織的に校内を巡回して，エスケープした児童生徒の指導の徹底を図ります。

[ Q 5 ] 学校で爆竹が鳴ったときなどに，どう指導したらよいですか。

[ A ]

次のような指導を行います。

児童生徒が特定できる場合は，毅然とした指導をするとともに，これらの行為の背景に迫り，思いや悩み，不満を受け止め，学校生活への展望をもたせるよう指導します。

児童生徒が特定できない場合は，直ちに全校集会や学年集会等を行い，問題点を訴えて考えさせます。

繰り返し行われる場合は，校内巡回を行って指導したり，保護者へ状況を知らせたり協力をお願いします。

学級（ホームルーム）活動でこれらの行為について児童生徒に考えさせ，どうしなければならないのか，どうすれば再発を防ぐことができるのかなど自らの問題として考えさせ，落ち着いた学校は楽しいことを理解させて，これらの行為を許さない雰囲気をつくります。

[ Q 6 ] 校内へ部外者が侵入してきたとき，どうすればよいですか。

[ A ]

次のような対応を行います。

事前に校門付近などに，部外者の立ち入りを禁ずる旨の立て看板などを設置しておくとともに，対応のマニュアルをつくり，シミュレーションしておきます。

部外者が侵入してきた際は，ただちにマニュアルに従ってできる限り多くの教職員で退去するよう対応し，車のナンバーや人物の特徴を記録するなど部外者を特定できる材料を集めておきます。また同時に，警察へ通報します。

部外者が校内へ侵入してきたときには，校内の児童生徒が関係している場合が多く，その後，人間関係や背景を調べ再発防止に努めます。特に，金銭（品）強要や性の逸脱行為を目的としていることも考えられるので，これらを視野にいれた指導をします。